

トルコの政教分離に関する憲法学的考察

——国家の非宗教性と宗教的中立性の観点から——^{*}

小 泉 洋 一

目 次

- 序——国家の非宗教性と宗教的中立性
- 第1節 ライクリッキの成立と展開
 - 1 ライクリッキの成立
 - 2 ライクリッキの展開
 - 3 ヨーロッパ人権裁判所によるライクリッキの支持
- 第2節 実定法におけるライクリッキ
 - 1 ライクリッキに関する規定
 - 2 ライクリッキの適用
- 第3節 国家の非宗教性からみたライクリッキ
 - 1 国家の非宗教性としての面
 - 2 国家の非宗教性と一致しない面
- 第4節 国家の宗教的中立性からみたライクリッキ
 - 1 国家の宗教的中立性とライクリッキ
 - 2 宗教教育と国家の宗教的中立性
- 第5節 トルコにおける国家の非宗教性および宗教的中立性

序——国家の非宗教性と宗教的中立性

(1) わが国の最高裁判所は、1977年の津地鎮祭判決において、政教分離原則の理念に関して次のように示した。⁽¹⁾「一般に、政教分離原則とは、

※ 本稿執筆に当たり、トルコのマルマラ大学（イスタンブール）法学部教授イブ

論 説

……世俗権力である国家は、これ〔宗教や信仰の問題〕を公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉するべきではないとする国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味する」。これによれば、政教分離原則は、宗教事項を「公権力の彼方におく」こと、換言すれば国家と宗教との結びつきを排除し宗教事項を公権力の関与しないものとすることを意味するようである。

しかも、最高裁判所は、このような政教分離原則に「国家の非宗教性」と「国家の宗教的中立性」という2つの理念があることを認める。政教分離にこの2つの要素があることは学説も一般に承認する。例えば種谷春洋は次のように述べた。「政教分離の保障は、国家がすべての宗教に対して中立的立場をとることによって、その非宗教的性格の実現をはかることを目途としたもの、と解される⁽²⁾」。

ところで、国家の宗教的中立性は、「中立性」という複雑な概念が関わるため、その意味を把握することは容易ではない。だが、今日の有力な憲法学説では、国家の宗教的中立性は2つの要素から成ると考える傾向が強い。第一の要素は国家が宗教に介入しないことにより中立性を確保することであり（不介入）、もう一つは国家が介入する場合にすべての宗教・非宗教を公平・平等に扱うことである（公平性⁽³⁾）。これによれば、国家の宗教的中立性における不介入の要素は、国家の非宗教性の要素とかなりのところ重複するといえそうである。

ラヒム・カボール (İbrahim Ö. Kaboğlu) 氏、同学部研究助手エムラー・クルート (Emrah Kırt) 氏、同ギュルシェン・ゲディック (Gülşen Gedik) 氏および同学部卒業生で弁護士の鳥越恵子氏から有益な資料および情報を受けました。ここに4氏への謝意を表します。

(1) 最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁。

(2) 芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(3)』(有斐閣、1978年)346頁〔種谷春洋執筆〕。

(3) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1) [増補版]』(有斐閣、2000年)151-152頁、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、2005年)156頁など。

とはいえ、政教分離原則をこれら2つの宗教的中立性でのみ理解するのは妥当ではない。というのは、国家の非宗教性を政教分離原則の要素と考えることによってこそ、憲法20条3項および89条前段に示される「国家による宗教団体への関与」の防止のみならず、憲法20条1項後段に示されるような「宗教団体による国家の統治への干渉」の禁止を統一的に理解することができるからである。それに対して宗教的中立性は前者のみでしか妥当しえ⁽⁴⁾ない。また、宗教が国家の統治に干渉することの禁止を政教分離原則の主たる内容としている国もありうる。それだけに、国家の宗教的中立性のほかに国家の非宗教性という要素で政教分離原則を捉えることは、少なくとも政教分離原則を比較、分析するうえできわめて有益であろう。

(2) 国家の非宗教性および宗教的中立性は、国家が非宗教化すれば宗教的に中立化するというように相互に重なり合いものであり、本来、両者は切り離すことはできないものである。これは先に引用した判決および学説の一節に照らしても明らかである。しかし、あえて両者を取り出して、それぞれの特徴や機能を明らかにすることは無理ではない。私は両者の意義を次のように区別しておきたい。「国家の非宗教性」は、国家と宗教を切り離したうえで、国家と宗教とが相互に介入しないことである。「国家の宗教的中立性」は、国家が宗教的な事項に介入する場合に、宗教に関するものと宗教に関しないものとを公平、平等に扱う——例えば国家が私立学校を助成するのに宗教系学校と非宗教系学校とを公平に扱うこと——とともに、諸々の宗教を公平、平等に扱わなければならない⁽⁵⁾ことである。

(4) 小泉洋一「政教分離と信教の自由——靖国神社問題の現状と課題」ジュリス ト1334号76頁。

(5) これらの意義は、政教分離原則の2つの面を各国法における政教分離原則の比較分析の枠組みとするために仮にその2つに与えたものであり、今後の作業の進行に伴いその意義を再検討する必要がある。

(3) このような国家の非宗教性および宗教的中立性が、いかなる目的で、いかなる経過で、どの程度、実現されたかは、おそらく各国で——またその時代によっても——さまざまであろう。それだけではなく以下のことも同様である。国家の非宗教性と宗教的中立性が現行の実定法においてどう規定され、どう性格づけられているか。またそれがどれほどの厳格さで適用されているか。とくにいかなる事項において非宗教性と宗教的中立性が厳格に適用されているか。これらの点で非宗教性と中立性の関係はどうなっているか、どちらかに比重が置かれていないか。比重の差がある場合にはそれはなぜか。さらに、非宗教性および宗教的中立性に関して、いかなる限界および問題があるか。それらがどのように解決されつつあるのか、あるいは問題が放置されているのか。

これらの点についてわが国を含め各国ごとに探り、分析することは、政教分離原則を比較、検討するうえで有益な作業となると私は考える。⁽⁶⁾ というのは、政教分離が各国の宗教的、政治的、歴史的状況を反映し、その原則に関する法状況に関して国によって大きな差異があるからである。それだけに国家の非宗教性と宗教的中立性という2つの共通する観点から、各国の政教分離原則を比較するということはきわめて有益である。

こう考えるもう1つの理由がある。政教分離原則が各国の基本的なあり方および国の主要な宗教または国民のアイデンティティに根ざす深い国民感情に関わるため、国民の間で政教分離が激しい論議の対象となってきた。⁽⁷⁾ そのためか、政教分離に関する論議は、政治的、宗教的論争に

(6) 私は、部分的にはあるが、フランスのライシテをこのような見地で分析したことがある。小泉「フランスにおける憲法原則としてのライシテ——最近の論議——」甲南法学47巻2号(2006年)223頁。

(7) フランスではその政教分離原則であるライシテに関して激しい論議が交わされてきた。そのため、著名なある憲法学者はライシテに「火薬を感じさせる」と述べた。小泉『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998年)69頁。これは日本

においてはもちろんのこと、法解釈においてさえも主観的感情が入り込むなどして振幅が大きくなる傾向がある⁽⁸⁾。それだけに、政教分離原則に関する比較法的研究においても、各国における論争の一方当事者の主張を過大評価するなどして、適切さを欠くことが懸念される。この意味において、各国の政教分離原則に関する法状況を適切に分析し、効果的に比較するために、国家の非宗教性および宗教的中立性という2つの客観的な視点に着目することが有効である。さらに、このような比較検討の積み重ねにより、わが国における政教分離原則の解釈、適用のあり方に有益な示唆を得ることも期待できよう。

(4) トルコはムスリムが国民の99パーセントを占めるイスラムの伝統が強い国である。しかしトルコではライクリッキ (laiklik) という独自の政教分離原則が憲法で詳細に規定されている⁽⁹⁾。また、トルコでは、この原則をめぐる国論を二分する激しい政治論議が交わされてきた。実際この国ではライクリッキに関して劇的な現象が繰り返されてきた。このため、トルコは世界で政教分離をもっとも強く意識してきた国の1つだと言えよう⁽¹⁰⁾。

を含め政教分離を憲法原則とする諸国で多かれ少なかれ妥当しよう。

(8) 例えば、愛媛玉串料事件最高裁判決（最大判平成9・4・2民集51巻4号1673頁）において、三好達・最高裁判所長官は、県費による靖国神社への玉串料奉納を合憲と判断するなかで、わざわざ「心の問題」に言及していた。

(9) だが、よく言われるように「ムスリムが多数を占める国で政教分離を宣言しているのはトルコだけ」というのは正確ではない。イスラム国で憲法上政教分離を定める国はトルコ以外にもある。マリ、セネガルなどフランス語圏のアフリカ諸国がそれである。Voir, Jean Baubérot, *Les laïcités dans le monde*, Coll. «Que sais-je?», n 3794, PUF, 2007, p. 96.

(10) しかしながら、わが国ではこれまでトルコ憲法やトルコ法の研究は多くなく、当然のことながらトルコの政教分離を憲法学的に検討した研究もきわめて少なかった。小泉「トルコ憲法における政教分離と民主主義——政教分離とイスラム主義政党——」甲南法学44号1・2号（2003年）23頁など。なお、ライクリッキに関する政治学的研究の成果である次の文献は、その憲法学的検討においても有益

論 説

それでは、ライクリッキの原則は、国家の非宗教性および宗教的中立性という2つの観点からどうみることができるのであろうか。本稿は、トルコ憲法におけるライクリッキの原則を、主として憲法規定およびその適用のあり方に着目し、この2つの観点から客観的に分析することを目的とする。

私は次のような手順でこの目的に迫りたい。まず、ライクリッキの原則が歴史的にどう成立したか、またそれが今日に至るまでどう展開したかを振り返る(第1節)。次に、トルコの現行法においてライクリッキの原則がどう規定され、またそれがどう適用されているかをみる(第2節)。これらを踏まえ、国家の非宗教性の観点および国家の非宗教性の観点からライクリッキの原則を分析する(第3節、第4節)。最後に、これらの分析を踏まえライクリッキの原則に関して若干の考察を加える(第5節)。

第1節 ライクリッキの成立と展開

1 ライクリッキの成立

シャリーア(イスラム法)を国家法としていたオスマン帝国のタンジマート期から、トルコは近代化、西欧化を目的として国家の非宗教化が始まった。その動きを基礎として、トルコ革命に始まる一党支配の共和制期にライクリッキの原則が成立した。以下、この経緯を追いかけるとともに、成立したライクリックを概観しよう。

(1)タンジマート

オスマン帝国は、相次ぐ対外戦争での敗北に軍事的劣位を自覚しつつ、帝国存続をめざして1830年代からタンジマート(Tanzimat)と呼ばれる

である。澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』(ナカニシヤ出版、2005年)。その他ライクリッキに関する研究成果として、内藤正典『アッラーのヨーロッパ 移民とイスラム復興』(東京大学出版会、1996年)、内藤編著『トルコから世界へ イスラームと西欧化のはざままで』(明石書店、1998年)、内藤『イスラーム戦争の時代 暴力の連鎖をどう解くか』(日本出版協会、2006年)など。

西欧化の改革を進めた。タンジマートでは様々な改革があったが、その中で国家の非宗教化の観点で注目されることは、ムスリムと非ムスリムの平等、および法の改革である。前者について1856年の改革勅令において様々な領域での平等が強調され⁽¹¹⁾、また教育においてムスリムと非ムスリムの共学での近代教育システムが整備された⁽¹²⁾。

他方、法の改革では、ヨーロッパ諸国の法に基づき立法作業が進められ、またその各法に関する係争を裁判する法廷も設置された。だが、それとともにシャリーア法廷（イスラム法廷）も存続したため、シャリーアとヨーロッパ諸国から継受した法が並行して適用された⁽¹³⁾。また、1868年には、フランスのコンセイユ・デタ（Conseil d'État）をモデルとし、法律案の起草を主要な任務とする組織としてダヌシュタイ（Danıştay）⁽¹⁴⁾が創設された。

さらにこの時代に近代憲法も制定された。すなわち1876年に制定されたオスマン基本法（ミドハト憲法）がそれである。この憲法は、1875年のフランス憲法および1831年のベルギー憲法に倣って制定されたものであり、自由主義的な立憲君主制憲法であった。1876年憲法は当時の国情に合わなかったため78年に停止されたが、1908年の青年トルコ革命の後復活した。

以上のような19世紀の西欧化には、トルコの著名な憲法学者エルゲン・

(11) 新井政美『トルコ近現代史』（みすず書房、2001年）54-55頁。

(12) 新井・前掲注11・66頁。

(13) こうした二元体制は混乱を生じさせた。ネヴィス・デレン＝イルディリム（勅使河原和彦訳）「トルコ法概論」比較法38巻2号（2005年）240頁。

(14) «Danıştay»は、「国家評議会」または「参事院」と訳されるが、その語感ではダヌシュタイには似合わないので、本稿では「ダヌシュタイ」とカタカナ表記した。ダヌシュタイは、今日、行政事件の最高裁判所であるとともに、法律案などについての法的意見を出す権限を持つ（1982年憲法155条）。この点でもダヌシュタイはコンセイユ・デタに類似する。これは、わが国では最高裁判所と内閣法制局とを一緒にした組織にほぼ相当する。

ウズブドゥンらによる次の記述が示すように、ライクリッキに向かう国家の非宗教化がすでに明確であった。「法とシャリーア、世俗教育と宗教教育との二元制がアタチュルクの改革まで存続したが、近代化と世俗化への傾向はすでにまったく明確であった」⁽¹⁵⁾。

(2)一党支配の共和制における改革

第一次世界大戦での敗北の後、トルコは、諸外国による分割統治という危機的状況下で独立戦争に勝利し、1923年のローザンヌ条約を勝ち取った。この独立の前から、後にアタチュルクという尊称を受けるムスタファ・ケマル (Mustafa Kemal) らによる共和制樹立をめざす次のような動きが始まった。1920年4月にオスマン帝国政府 (イスタンブール) とは別にアンカラに大国民議会が招集された。その議会は、1921年1月20日に、「主権が無条件に国民に属する」(1条)と宣言する「基本組織法」⁽¹⁶⁾を制定した。さらに、議会は翌年10月スルタン制を廃止し、共和制を樹立した。

その後、ケマルらの改革者 (ケマリスト) は、トルコをトルコ人からなる強い独立の国民国家とすることをめざした (1924年憲法88条1項)。そのため、トルコは「近代文明」の域に到達すべく、近代化、西欧化の

(15) Ergun Özbudun and Aliefendioğlu Kazancıgil, Introduction, Kazancıgil and Özbudun (editors), *Atatürk: Founder of a Modern State*, C. Hurst & Co., London, 1981, p. 3.

(16) Teşkilat-ı esasiye kanunu, kanun No: 85. なお、本稿は旧憲法等のテキストを次の文献に準拠している。Suna Kili-Şeref Gözübüyük, *Türk anayasa metinleri, yenilenmiş*, 3. Baskı, Belge, 2006. また、トルコの各憲法に関する邦語参考文献として次のものがある。「トルコ共和国憲法」衆議院法制局ほか『和訳各国憲法集(23)』(1955年)、『和訳各国憲法集』、榎原猛「トルコの憲法」大石義雄『新訂・世界各国の憲法典』(有信堂、1959年) 519頁以下、佐藤幸治「トルコの憲法」京都大学憲法研究会『新訂増補世界各国の憲法典』(有信堂、1965年) 541頁以下、浦野起央・西修『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史第7巻憲法資料(中東)』(パピルス出版、1979年) 437頁以下。

ための改革を推進していくことになった。その改革の中心となったのが国家の非宗教化であった。というのは、改革者にとって宗教は近代化のプロセスのもっとも重大な障害であったからである。彼らは、宗教においてオスマン帝国の崩壊の責任を負う保守的で反動的な勢力をみた。また実際、改革への抵抗が宗教的な面を帯びていたのである。⁽¹⁷⁾

ところで、その議会では、当初、宗教職出身議員が多く、彼らはケマルが断行しようとした改革に反対していた。⁽¹⁸⁾そのため、例えば1924年に制定された革命後の最初の憲法である「基本組織法」(1924年憲法)において、そうした反対派に妥協して「トルコの国教はイスラムである」(原初の2条)と規定された。これに対してケマルは、自己を支持する議員グループで1923年に共和人民党 (Cumhuriyet Halk Partisi (CHP)) (1924年まで「人民党」(Halk Fırkası)) を結成させ、選挙において反対派を議会から排除した。その後、議会では1924年に進歩主義者共和党 (Terakkiperver Cumhuriyet Fırkası)、1930年に自由共和党 (Serbest Cumhuriyet Fırkası) と一時的に野党が存在することがあった。だが、基本的に1946年まで共和人民党がトルコ大国民議会の議席を独占し続けた。このように、民主化をも意図する国家の非宗教化など近代化が、民主的とは言えない一党支配体制の下で追求された。この事実はトルコのライクリッキの性格をみる上で重要であろう。

(3)ライシテに着想を得たライクリッキ

国家の近代化を目的とした国家の非宗教化政策は、フランスのライシ

(17) Akif Menevse, *La justice constitutionnelle sous la troisième république turque*, thèse pour le doctorat en droit présentée et soutenue, Université Clermont-Ferrand I, 1995, p. 47. 新井・前掲注11・212頁など。

(18) 間寧「トルコの民主化・宗教自由化とイスラーム運動の発展」私市正年・栗田禎子編『イスラーム地域の民衆運動と民主化』(東京大学出版会、2004年) 276-277頁。

(19) Teşkilat-ı esasiye kanunu, K. No: 491.

テ (laïcité) に着想を得て行われた。この点はトルコ語のライクリッキがフランス語のライシテを語源としたという事実に象徴的に示される。実際、トルコでも、フランスと同様に良心の自由の保障や宗教の私事化が図られた。ケマルは議会で良心の自由について次のように述べ、それに最大の保護を求めた。「いかなる宗教の準則に関して、各人は自由に自らが望むことを考え、信じ、自らが満足する政治的見解を持ち、および自らに適するいかなる方法で行為することができる⁽²⁰⁾」。事実、良心の自由および宗教の自由は1924年憲法で規定された (70条、75条)。

他方、宗教の私事化について、1924年憲法がライクリッキの原則を明示した1937年に、ケマルの下で内務大臣であったシュクリュ・カヤ (Şükrü Kaya) は次のように述べた。「ライクリッキにより、われわれは宗教が国家の諸事項に影響を及ぼすことを妨げることを望む。イスラム以外のいかなる宗教も、その擁護者としてトルコ人のような力強く熱中する国民を見いださなかった。……諸宗教は良心およびモスクの中にとどまらなければならず、世俗権力の事項および世界の営為に関わってはならない⁽²¹⁾」。

(4)さまざまな領域に及んだ国家の非宗教化政策

ところが、近代文明化を意図していた国家の非宗教化は、以上のことに限られるものではなかった。トルコのライクリッキは、フランスのライシテなどに比べはるかに広範な領域に及んだ⁽²²⁾。この点について、フランス人研究者ジェラルド・グロスは次のように述べた。「[ライクリッキ]は、1920年と1937年との間に着手された改革により実現が図られた近代化という目的のための社会変革の努力である⁽²³⁾」。

(20) Enver Ziya Karal, *The principles of Kemalism, Özbudun and Kazancıgil*, *supra*, note 15, p. 22.

(21) Gérard Groc, *Textes officiels turcs sur la laïcité, Cahiers d'études sur la méditerranée orientale et le monde turco-iranien*, n° 19, 1995, p. 320.

(22) Karal, *supra*, note 20, p. 22.

この時期に断行された非宗教化政策には次のものがある。なお、以下の法令の多くは、現行の1982年憲法174条——1961年憲法153条もほぼ同じ——に列挙された改革立法とされている。

①カリフ制の廃止　カリフとは預言書ムハンマドの代理を意味するイスラムの宗教的最高権威者を指す。オスマン帝国では皇帝であるスルタンが同時にカリフの地位を兼ねていた（スルタン・カリフ制）。スルタンが廃された後も、カリフ制が残ったが、1924年3月3日の法律によりカリフ制も廃止された。これに付随して4月8日にはシャリーア法廷も廃止された。これによりシャリーア法廷と世俗法廷との二元体制は終わった。

②イスラム神秘主義集団の閉鎖　1925年11月30日の法律は、タリーカと呼ばれたイスラム神秘主義集団の活動拠点となっていた修行場（テッケ）および霊廟（テュルベ）を閉鎖した。この措置がとられた理由は、タリーカが非宗教化政策に反対する勢力の中心であったということである。つまり、非宗教化政策断行のためにこの措置が必要とされたのである。

③教育の非宗教化　1924年3月3日の教育統一法（Tevhidi Tedrisat Kanunu）は、それまでイスラムが関与してきた教育機関を国民教育省が統轄するとともに、これまでイマーム、ハティップなどイスラムの宗教教師を養成してきた、高等宗教教育学校（メドレセ（medrese））を閉鎖した。宗教教師の養成は神学部およびイマーム・ハティップ学校に委ねられたが、その後それらも廃止された。⁽²⁴⁾さらに、1930年以降、漸進的に教育課程から宗教教育が除去されていった。

(23) Gros, *Laiklik ve demokrasi, yeni bir orta mu?*, İbrahim Ö. Kaboğlu (derleyen), *Laiklik ve demokrasi*, İmge kitabevi, Ankara, 2001, s. 227.

(24) このようにトルコでは宗教教師養成教育も廃止された。この点は他国の政教分離国とは異なる。宮崎元裕「トルコにおける世俗主義と宗教教育」江原武一編著『世界の公教育と宗教』（東信堂、2003年）273頁。

論 説

④社会生活の非宗教化 文字、衣服、暦などの社会の日常生活にも非宗教化は及んだ。文字については、1928年11月1日の法律によりアルファベットのトルコ語が採用された。これまでトルコ語は、クルアーン(コーラン)が書かれた言語であるアラビア語の文字が使われてきた。この文字改革は、社会の非宗教化の重要な措置であると同時に教育の非宗教化にも沿うものであった。衣服については、1925年11月25日の法律により、男性のトルコ帽(フェズ)の着用が禁止された。また女性のヴェール着用もやめることが勧められた。さらに暦については、1925年12月26日の法律で西暦が採用され、1934年12月17日の法律により休日がこれまでの金曜日から日曜日に移された。このようにして、日常生活にしみこんでいた宗教的要素が徹底的に排除されていった。これはライクリッキがまさに日常生活の近代文明化を意味したことをきわめて明確にする⁽²⁵⁾。

⑤西欧の法典の採用 西欧諸国の法を手本として非宗教的な法体系が整備された。1926年にスイス民法をモデルとして民法典が制定されたのを始めとして⁽²⁶⁾、フランス商法などを模範にした商法典、イタリア刑法に倣った刑法典等が制定された。

⑥男女平等化 民法典による一夫一婦制の制度化、男女共学などにより男女平等が進められるとともに、女性のヴェール着用をやめるように奨励された。女性の参政権も、地方選挙に関して1930年4月30日の法

(25) ライクリッキが近代文明化を意味していたことは、後に女子学生のスカーフ着用がライクリッキに関して大きな論争的となったことに関わる。というのは、世俗派はスカーフ着用が近代文明に合わないのみで、それに反対したからである。憲法裁判所もスカーフ事件判決などにおいてライクリッキを近代文明に関連させる解釈を示した。後掲注74参照。Voir, Zana Çitak-Aytürk, *Laïcité et nationalisme: pour une comparaison entre la Turquie et la France*, Baubérot et Michel Wieviorka, *De la séparation des Églises et de l'État à l'avenir de la laïcité*, Édition de l'Aube, Paris, 2005, pp. 215-217.

(26) 参照、埴陽子「トルコ民法の近代化とイスラーム法」千葉正士編『アジアにおけるイスラーム法の移植』湯浅道男教授還暦記念(成文堂、1997年)275頁以下。

律により、国政選挙については1934年12月8日の法律により認められた。

以上のような国家の非宗教化政策が推進されるなか、ライクリッキが憲法原則とされるようになった。まず、1928年には1924年憲法の前述の2条にあったイスラム国教条項が削除された。次いで、1937年には、同じく2条に規定されたケマルが推進した基本原則（ケマリズム）のなかにライクリッキが付け加えられた。

(5)国家の宗教統制

国家の非宗教化により宗教の自由が保障され、宗教が国と切り離され私事とされたが、それは宗教を国家から切り離すこと、すなわち宗教による政治への介入の禁止に重点が置かれた。これに対し、国家を宗教から切り離すこと、またこれにより宗教の自律を尊重することは、国家の非宗教化において重要ではなかった。というのは、共和制の下での改革後も国家が宗教を統制し続ける面が強く見られたからである。

この点を象徴的に示すのは宗務庁（Diyanet İşleri Başkanlığı）である。1924年にシャリーア・ワクフ省が廃止されたとき、それに代わりワクフ局（Vakıflar genel müdürlüğü）とともに宗務庁が設置された。宗務庁は、今日までモスク、ムスリムの礼拝や儀礼に関する行政を担当している。このように国家による宗教の統制において共和国はオスマン帝国との連続性を持つ。さらに、後述のように公立学校での宗教教育なども考慮すると、共和国は宗教統制をむしろ強化してきたともいえる。

国家による宗教統制の背景として、トルコにおける宗教的一元化、換言すれば宗教的多様性が弱まったという事実を指摘できる。正教徒であるアルメニア人が第一次世界大戦中に虐殺されたこと、戦後ローザンヌ条約に基づき、トルコ領内でのギリシア正教徒とギリシア領内のイスラム教徒とで住民の強制交換が行われたことなどにより、トルコにおいてムスリムの比率が高まった。さらに、ムスリムの中でも、前述のテックの閉鎖などによりスンニー派以外を抑圧したのである。

このような国家の宗教統制は国家と宗教の分離とは全く相容れないものであり、これをどう評価するかにつき見解は分かれる。それを、イスラムを国民のアイデンティティとして宗教を国家のイデオロギー装置とするものという見方があるが、国家の近代化がライクリッキの目的であること、およびトルコで国家介入主義が強いことを考慮すれば、イスラムを近代文明に合う宗教に国家がイスラムを改革するというものだとみることができよう。フランス人トルコ研究者のエリス・マシカールは、ケマリストの改革を、イスラムを国家イデオロギー装置とするものともみながらも、次のように述べた。「改革は、イスラムを根絶することではなく、それを啓蒙された近代的な宗教にすることを企図した。その宗教は文明的と形容しうる計画に組み入れられた」⁽²⁷⁾。

2 ライクリッキの展開

ライクリッキの原則は一党支配期には安定していたが、トルコで複数政党制が始まるとライクリッキに反する活動が顕現化するとともに、ライクリッキを支持する側とそれを崩していこうとする側で抗争が生じた。こうしたなかライクリッキはどのように展開していったのか。これをみることは、今日のライクリッキの原則に関する法状況を分析するうえでも必要である。

(1) 複数政党制の下での展開

1945年にトルコで複数政党制の導入が決定された。この後、諸政党が選挙でイスラム教徒の支持を得るために、イスラム教徒の便宜を図る政策をとるなどして、イスラムを政治的に利用する動きが始まった。その結果、ライクリッキが後退し、緩和される現象がめだつようになった。共和人民党までもが、他党との競争のため非宗教化政策を緩和する姿勢

(27) Elise Massicard, *L'organisation des rapports entre Etat et religion en Turquie, Cahiers de la recherche sur le droit fondamental*, n°4, 2005, p. 123.

を示した。1948年に同党が国家の監督の下に宗教教育を行うことを決定したのは、その現れである。この結果、初等教育において課外の宗教教育が認められるようになった。この動きは、後述の民主党政権下で、イスラム教師養成機関であるイマーム・ハティップ学校および神学部が復活することにつながった。

共和人民党の離党者で結成された民主党 (Demokrat Parti) は、イスラム主義派の支持を得て、1950年の総選挙で勝利し政権を掌握した。民主党政権は、宗教教育を拡充させるとともに、アラビア語でのエザーン (ezan)⁽²⁸⁾ を復活させた。こうした非宗教化の緩和の背景として、一党体制の下で抑圧されてきたイスラムの復興現象も指摘できる。具体的には、ケマル生存中には潜伏していたタリーカなど宗教勢力が復活するとともに、またモスク建設が増加し、宗教教育に対する関心も高まり、民衆のイスラムの実践 (金曜礼拝、スカーフ、断食、巡礼) も高まったのである⁽²⁹⁾。

民主党政権における経済政策の破綻、言論統制などともにライクリッキの軽視が1960年の軍事クーデターを招いた。クーデター後の軍政下で、制憲議会 (Kurucu Meclis) として各政党のほか各層の代表からなる代表者議会 (Temsilciler Meclis) が同年12月に設置され、これが新憲法の草案を審議し、憲法案を採択した⁽³⁰⁾。この憲法案は、1961年7月9日の国民投票で約62パーセントの賛成を得て「トルコ共和国憲法」(1961年憲法)⁽³¹⁾ となった。第二共和制憲法である1961年憲法は、全般的に国民の人権保

(28) エザーン (アザーン) はモスクでの礼拝の呼びかけのことであり、一党支配時代にはトルコ語で行われていた。

(29) 新井・前掲注11・245-248頁、澤江・前掲注10・257-259頁、間・前掲注18・279-283頁など参照。

(30) 1924 tarih ve 491 sayılı Teşkilat-ı Esasiye Kanunu'nun bazı hükümlerinin kaldırılması ve bazı hükümlerinin değiştirilmesi hakkında 12 Haziran 1960 tarihli ve 1 sayılı kanuna ek "Kurucu Meclis Teşkili" hakkında kanun, Kanun No: 157, Kabul Ta: 13.12.1960.

(31) Türkiye Cumhuriyeti Anayasası, Kanun No: 334, Kabul Ta: 9.7.1961.

論 説

障を強化し、政党結成の自由も規定した（56条）。その反面、同憲法は、政党にライクリッキ原則の遵守義務を課すとともに（57条1項）、ライクリッキに密接に関連する改革立法に対する憲法的保護も規定するなど、ライクリッキの原則を強く保護する姿勢も示した。また、1961年により設置された憲法裁判所もライクリッキの原則を維持することに大いに貢献することになる。

民政移管から1965年までは共和人民党を中心とする連立政権が続いたが、その後、民主党の後継政党である公正党（Adalet Partisi）が政権を握った。その公正党政権はイスラム寄りの政策をとった。また同政権のときに、イスラム世界全体でイスラム主義が高揚したのに刺激を受け、トルコでもイスラム復興の動きが再燃した。こうした動きのなかで、70年にトルコで初のイスラム政党である国民秩序党（Millî Nizam Partisi）が結成された。これに対して軍部が71年に議会に文書で警告を発した結果、公正党内閣が総辞職し、軍部の影響を受けた内閣が成立した。こうしたなか、国民秩序党は71年に憲法裁判所から解散判決を受けた。⁽³²⁾

73年の総選挙で政党内閣が復活したのち1980年まで、共和人民党または公正党を中心とする連立政権が続いた。その間、国民秩序党の後継政党であるイスラム政党の国家救済党（Millî Selamet Partisi）も、かなりの期間、政権に参加した。そのため、この時期にイスラム寄りの政策がさらに進められた。例えば74年に初等中等教育に道徳という科目が導入され、75年には、中等職業教育学校に属するイマーム・ハティップ学校の卒業生に大学進学資格を与えた。しかも、その進学資格は75年には専門領域の神学部のみであったが、後に他の学部にも広げられた。こうした措置は、イマーム・ハティップ学校の生徒数を急増させた。国民救済党が、公然とライクリッキを批判し、シャリーアの復活を求める大衆行動を組織するようになったのも、こうした文脈においてである。⁽³³⁾

(32) 小泉・前掲注10・59頁。

(2)第三共和制の下での展開

(a)1980年のクーデター 国軍は1980年のクーデターで再びライクリッキに反する活動を押さえ込んだ。国家保安評議会 (Milli Güvenlik Konseyi) が全権を握った軍政下の1981年6月に制憲議会として、国家保安評議会により選出された議員からなる制憲諮問議会 (Danışma Meclisi) が設置された。制憲諮問議会は82年7月に新憲法の原案を国家保安評議会に提出し、国家保安評議会は同年10月に憲法案を発表し、それが11月7日の国民投票で約91パーセントの賛成を得て、新しい「トルコ共和国憲法」(1982年憲法⁽³⁴⁾)となった。

1982年憲法は、1961年憲法に比べ詳細であるとともに、国民の自由を制限し、国家機関の権限を強化するなどの特徴をもつ⁽³⁵⁾。ライクリッキに関しては、1982年憲法は、61年憲法よりも関係する条項を増やすとともに、ライクリッキを含む共和国の基本原則の憲法改正禁止を明確にし(4条)、ライクリッキを防衛する姿勢をさらに強く示した。

しかしながら、1982年憲法は、後述のように初等中等教育における必修の宗教教育(24条4項)という、宗教に関してこれまでのケマリズムの流れとは異なる規定を設けた。これは、軍部が政治的安定のためにトルコで大多数を占めるイスラムのスニー派を国家イデオロギーに取り込もうとしたものとみられている⁽³⁶⁾。すなわち、1982年の憲法制定者は、共産主義を押さえて国民統合を図るためスニー派を利用しようと企図したのである。もっとも当然のことながら、この宗教教育にはライクリッキの逆説的な展開をもたらしたという批判もある⁽³⁷⁾。

(33) 小泉・前掲注10・57頁。

(34) Türkiye Cumhuriyeti Anayasası, Kanun No: 2709, Kabul Ta: 7.11.1982.

(35) 小泉・前掲注10・30頁。

(36) 澤江・前掲注10・96頁、間・前掲注18・288頁。

(37) Gros, *a.g.e.*, nota 23, p. 231.

(b)世俗派とイスラム主義派との抗争 民政移管後、1982年憲法の下でも、イスラム主義派が勢力を盛り返し、イスラム政党がさらに勢力を伸ばし、そのためライクリッキが危うくなることがあった。それに対して世俗派がその危機を押さえ込むという、これまでの図式が繰り返された。ただし、国家安全保障会議 (Millî Güvenlik Kurulu) や憲法裁判所という憲法上の制度を介して行われた点はこれまでと異なった。

1983年から91年まで中道右派の祖国党 (Anavatan Partisi) による単独政権が続いた。祖国党内閣は、宗教教育の拡充等に関してイスラム寄りの政策をとり、社会のイスラム化を促進した。この結果、大学等でイスラムのスカーフまたはヴェールを着用する者が増えた。これに対して祖国党はその着用を可能にする法律を制定させた。これが後述のスカーフ事件に関する憲法裁判所の2つの判決を招いた。

1991年以降2002年まで連立政権が続くが、イスラム主義派の運動が進展するなかイスラム政党の福祉党 (Refah Partisi (RP))⁽³⁸⁾ が支持率を伸ばした。同党は95年の総選挙で議会第一党に躍進し、96年に同党の党首を首相とする連立政権を組織した。イスラム政党を中心とした初めての政権はイスラム色の強い姿勢を示したため、97年2月に国家安全保障会議はライクリッキの原則の厳格な適用を首相に求めて、連立政権を崩壊させた。それに続く祖国党を中心とする連立政権もライクリッキ強化の措置を講じることを余儀なくされた。その措置の1つが義務教育の期間延長である。これまで義務教育を初等教育の5年間のみとしていたのを、前期中等教育をあわせて8年間を義務教育としたのである。これに伴いイ

(38) «Refah Partisi» を私はこれまで「繁栄党」と訳してきた (小泉・前掲注10・57 頁注(67)参照)。この訳語は、「Refah Partisi」のフランス語訳が «Parti de prospérité» であることからみても妥当と思われる。しかしながら、同党の英語名は «Welfare Party» であること、わが国では「福祉党」という訳語がすでに定着していること、トルコでは「福祉国家」を «Refah Devleti」というなど «Refah」に「福祉」と訳すべき場合があることから、本稿では「福祉党」と訳すことにした。

マーム・ハティップ学校の前期中等教育が他の職業学校と同様に廃止され、その卒業生は専門以外の大学進学資格を失った。

さらに、検察は福祉党にライクリッキ違反活動を理由に憲法裁判所に同党の解散を求めて提訴し、憲法裁判所は後述のように解散判決を下した。その後継政党である美德党 (Fazilet Partisi) も2001年に同様に解散判決を受けた。これらの判決においてもスカーフ問題が一定の重みを持っていた。

(c) 公明発展党政権 この後イスラム主義派は穏健派のみで公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi (AKP)) を結成した。同党は2002年のトルコ大国民議会議員総選挙で過半数の議席を得て単独内閣を組織した。2007年の総選挙においても同様の結果でイスラム政党の単独政権は続いた。選挙での大勝利を受け、公正発展党は同年8月に同党のアブドゥラー・ギュル (Abdullah Gül) 大統領に選出させた。その際には公正発展党は野党第一党である共和人民党の反対——理由はギュル夫人がスカーフを着用していること——を押し切った。さらに、2008年2月に、後述のように公正発展党は大学で女子学生がスカーフを着用するのを可能にする憲法改正を行う法律案を議会に提出した。法案は、議会第3党の賛成も得て憲法改正に必要な総議員の3分の2の賛成⁽³⁹⁾ (1982年憲法175条5項) で可決され、それは大統領の署名を得て官報で公布された。

こうした活動に対して、共和人民党は同月27日に憲法裁判所に対して憲法改正がライクリッキ違反を理由に憲法改正の無効判決を求め憲法裁判所に提訴した。これに続き、同年3月に検察は公正発展党のライクリッキ違反を理由に同党の解散を求める訴えを提起した。前者の訴えに対して憲法裁判所は、同年6月に憲法改正に関する法律の違憲判決を宣告した。後者の訴えに対して、憲法裁判所は後述のように同年7月に公正発展党のライクリッキ違反を承認したが解散請求を斥ける判決を宣告し

(39) *Türkiye Cumhuriyeti Resmî Gazete*, 23 Şubat 2008, Sayı 26796.

た。このようにして、スカーフ問題において世俗派とイスラム主義派との対立が続くだけでなく、それがさらに深刻化しているように見える。⁽⁴⁰⁾

3 ヨーロッパ人権裁判所によるライクリッキの支持

今日トルコの人権法は、EU法およびヨーロッパ人権条約から大きな影響を受けている。ライクリッキの原則および宗教の自由については、主として後者が関わる。ところで、ヨーロッパ人権条約を適用するヨーロッパ人権裁判所は、トルコにおけるライクリッキの原則を支えているようにみえる。ライクリッキに関する今日の法状況を把握するには、この事実もよく考慮する必要がある。

(1)ヨーロッパ人権裁判所の福祉党判決

ヨーロッパ人権条約（以下、「人権条約」という）は宗教の自由を規定するほか政教関係には沈黙する（9条）⁽⁴¹⁾。しかしながら、同条約を解釈適用するヨーロッパ人権裁判所（以下、「人権裁判所」という）は、トルコにおけるライクリッキの原則に関する事件で、同原則を高く評価しつつ、トルコのとったライクリック防衛措置の条約適合性を肯定してきた。その典型的な例として、2003年2月13日の福祉党判決および2005年11月10日のレイラ・シャヒン判決を挙げることができる。

福祉党判決に至る経緯は次のとおりである。トルコの憲法裁判所が前述のように1998年に同党解散判決を下した後、福祉党およびその幹部は、

(40) この状況には「国家の価値と民主主義の相克」が見られる。大曲祐子「ムスリムの国トルコのスカーフ問題 世俗主義とイスラム主義の相克」内藤正典・阪口正二郎〔編著〕『神の法 vs. 人の法——スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』（日本評論社、2007年）267頁。また、それは立憲主義と民主主義との緊張とみることもできる。

(41) ヨーロッパ人権条約と政教関係につき参照、小泉「国際人権保障と政教関係——ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則——」甲南法学47巻4号（2007年）31頁以下。

同党の解散が結社の自由を定めた人権条約11条等に違反するとして、人権裁判所に提訴した。人権裁判所第3小法廷は2001年7月31日判決において本件解散を人権条約に適合するものと判断し、申し立てを⁽⁴²⁾拒けた。これに続き本件は人権裁判所大法廷に付託された。

大法廷は、2003年2月13日に、17名の裁判官全員一致で本件解散の条約適合性を認める判決を下した。⁽⁴³⁾この結論は、人権条約11条に関するこれまでの判例に従うとともに、ライクリッキの原則に関する次のような判断に基づくものであった。⁽⁴⁴⁾

人権条約審査機関は、ライクリッキの原則が法の優位および人権と民主主義の尊重と一致する〔トルコの〕建国の諸原理の一つであると考えた。この原則を尊重しない態度は、宗教を表明する自由⁽⁴⁵⁾に属するものと必ずしも認められるとは限らず、人権条約9条が行う保護を受けることはできないであろう。

(42) CEDH, arrêt du 31 juillet 2001, Refah Partisi (Parti de la Prospérité) et autres c. Turquie. Voir, Stefan Sottiaux et Dajo de Prins, Observations, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2002, p. 983; Jean-Pierre Marguénaud et Jacques Raynard, Note, *Revue trimestrielle de droit civil*, 2001, p. 980. ヨーロッパ人権裁判所の判決文は、同裁判所のウェブサイトで見ることができる。〈<http://cmiskp.echr.co.int/tkp197/search.asp?logout=true&&sessionid=13076802&skin=hudoc-fr>〉。

(43) CEDH, grande chambre, Arrêt du 13 février 2003, Refah Partisi (Parti de la Prospérité) et autres c. Turquie, *Recueil des arrêts et décisions*, 2003-II, § 123. Voir, Michel Levinet, L'incompatibilité entre l'Etat théocratique et la Convention européenne des droits de l'homme, *Revue française de droit constitutionnel*, 2004, p. 207; Flauss, Actualité de la Convention européenne des droits de l'homme, *Actualité juridique droit administratif*, 2003, p. 610. 小泉・前掲注10・60頁も参照。

(44) 本稿ではヨーロッパ人権裁判所のフランス語の判決文を参照している。その判決文にある «laïcité» を、本稿では「ライクリッキ」と訳している。

(45) Arrêt Refah Partisi, § 93.

当裁判所は、イスラムの神権政治体制がすでにオスマン・トルコの法の歴史において認められたことにも注目する。トルコは旧神権政治体制の解体および共和制の樹立の時、イスラムおよび他の諸宗教を私的な宗教実践の領域に封じ込めるライクリッキの着想を選択した。民主主義制度の存続についてのトルコにおけるライクリッキの原則の重要性を想起して、当裁判所は、トルコ憲法裁判所がシャリーアを確立することを企図する福祉党の政綱を民主主義と適合しないと考えたとき同裁判所が正当であったと考⁽⁴⁶⁾える。

(2)ヨーロッパ人権裁判所レイラ・シャヒン判決

レイラ・シャヒン判決では、スカーフを着用する学生に講義等への出席を禁止する大学の通達⁽⁴⁷⁾が人権条約9条、第一議定書2条（教育を受ける権利の規定）などに違反するかどうか⁽⁴⁸⁾が問われた。人権裁判所第4小法廷は、2004年6月29日に条約違反はなかったという判決を下した。さらに本件は人権裁判所大法廷に付託され、大法廷は2005年11月10日に本件の条約適合性を認める判決を下した（1名の裁判官の反対意見がある⁽⁴⁸⁾）。本判決においても、大法廷は、人権条約9条に関する判例に従いつつも、ライクリッキを次のように評価して、条約適合性を理由づけた。

(46) Ibid., § 125.

(47) CEDH, arrêt du 29 juin 2004, Leyla Şahin c. Turquie. Voir, Baptiste Bonnet, Note, *JCP (Semaine juridique, Edition générale)*, 2005, II, 10016, p. 223; Gulsen Yildirim, Note, *Recueil Dalloz*, 2005, jurisprudence, p. 204; Emmanuelle Bribosia et Isabelle Rorive, Le voile à l'école: Une Europe divisée, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2004, p. 951.

(48) CEDH, grande chambre, arrêt du 10 novembre 2005, Leyla Şahin c. Turquie. Voir, Gonzalez, Note, *Actualité juridique droit administratif*, 2006, p. 315; Jean-François Renucci, Droit européen des droits de l'homme, *Recueil Dalloz*, 2006, panorama, p. 1717. 小泉・前掲注41・48頁。

トルコの政教分離に関する憲法学的考察

〔トルコの〕憲法裁判所は、……民主的諸価値を保障するライシテが自由と平等との接合点であると考えた。この原則は、ある特定の宗教または信仰に対し好意的態度を示すことを国に禁止し、このようにして国を不偏な審判者の役割に導き、必然的に宗教の自由および良心の自由を含意する。この原則は、国の恣意的な介入に対してのみならず、過激集団から発せられる外的な圧力に対しても個人を保護することを目的とする。

第4小法廷が正当に強調したように、当裁判所は、このようなライクリッキの考え方を人権条約の基底にある諸原則を尊重するものとする。当裁判所は、確かに法の優位ならびに人権および民主主義の尊重と適合するトルコの建国原理の一つである、ライクリッキの原則がトルコにおける民主的システムの保護に必要なものとみなされうることを確認する。この原則を尊重しない態度は、宗教を表明する自由に属するものと必ずしも認められるとは限らず、人権条約9条が行う保護を受けることはできないであろう。⁽⁴⁹⁾

しかも、人権条約は、次のようにライクリッキの原則がスカーフ着用を禁止するための正当な根拠となりうることを示唆した。この点は、後述するトルコ憲法裁判所の判断と一致するだけに注目に値する。⁽⁵⁰⁾

大法廷は、〔第4〕小法廷の次の判決理由を斥けるいかなる適切な理由も見いだせない。

「〔トルコの〕憲法裁判所に倣い（……）〔訳注 原文どおり、以下同じ〕、当裁判所は、トルコの文脈においてイスラムのスカーフに取り組むとき、

(49) Arrêt Leyla Şahin c. Turquie, § 113-114, *supra*, note 48.

(50) かつてヨーロッパ人権委員会も同様の判断を示した。Commission, 3 May 1993, Karamaduman v. Turkey, No 16278/90, *Decisions and reports*, No. 74, 1993, p. 93.

強制的な宗教的義務と示され、またはそう感じられるこの象徴物の着用がそれを身につけない者に対し持ちうるインパクトを無視することはできないであろう。……人口の大部分が女性の権利および非宗教的な生活様式への深い愛着を表明しながらもイスラムを信奉する国において、とくに『他者の権利および自由』および『公の秩序の維持』が問題となっている。したがって、これに関する制限は、トルコの裁判所が示したように（……）、この宗教的象徴物がトルコで過去数年の間に政治的な重要性を獲得しただけに、これら2つの目的を達成するための『特に重要な社会的必要』に対応するものとみなされうる」。……「上記の文脈の照らすと、大学における宗教的象徴物の着用の禁止を理由づけた主要な理由は、憲法裁判所により解釈されたライクリッキの原則である⁽⁵¹⁾」。

以上のように、人権裁判所は、トルコのライクリッキを人権条約の基本的価値と適合するものと評価し、トルコにおけるその重要性を言明し、このようにしてライクリッキに関するトルコ憲法裁判所の立場に「お墨付き」を与える。ここにおいて、人権裁判所がライクリッキおよびそれに関する憲法裁判所の判例の強力な支持者となっている事実を見ることができよう。今日、トルコの国内裁判所は人権裁判所の判例を大いに参照し、学説もその判例に注意する傾向がますます強くなっている⁽⁵²⁾。それだけにライクリッキおよびそれに関するトルコ国内判例と一致する人権裁判所の姿勢は、親イスラム政権も含めトルコに対し大きなインパクトを持ちうるであろう⁽⁵³⁾。

(51) Arrêt Leyla Şahin c. Turquie, § 115-116, *supra*, note 48.

(52) 宗教教育に関するダヌシュタイの2008年2月29日判決（後掲注143）を参照。

(53) トルコの憲法概説書は人権裁判所判例をよく引用する。例えばカポールは宗教の自由に関して福祉党判決とレイラ・シャヒン判決を参照する。Kaboglu, *Anayasa Hukuku Dersleri (Genel Esaslar)*, 3. Baskı, Legal, İstanbul, 2006, p. 280.

(54) この意味で次のような見解には疑問を感じる。「世俗主義の原則、すなわち、

第2節 実定法におけるライクリッキ

1 ライクリッキに関する規定

ライクリッキの原則は、前節にみた成立と展開を経て今日1982年憲法に規定されている。⁽⁵⁵⁾ライクリッキに関する条項は多く、しかも詳細である。さらに多くの法律にも、ライクリッキに関する憲法規定を具体化する規定がある。これらのライクリッキに関する実定法規定を知ることは、ライクリッキの原則を憲法学的に考察するうえで必要不可欠である。以下、憲法規定と法律規定とに分けてみることにしよう。

(1)ライクリッキに関する憲法規定

(a)共和国の基本原則に関する規定 1982年憲法は、トルコを共和国と規定した後（1条）、共和国の基本原則を2条で次のように定める。「トルコ共和国は、……アタテュルク精神に忠実で、……民主的、非宗教的および社会的な法治国家である」。このように憲法はライクリッキを共和国の基本原則であることを明確にする。この点は、2条のほかに、「ライクリッキ原則が要請するように、神聖な宗教感情が国家事項および政治に絶対に干渉してはならない」と宣言する憲法前文でも示される。また、憲法学者のユルマズ・アリエフェンディオールは、国民主権を定める6条においてもライクリッキの趣旨を読みとる。彼によれば6条は主権の源が神ではないことを示すものだからである。⁽⁵⁶⁾

ところで、1982年憲法は、共和国の基本原則とりわけライクリッキの原則を強く保護または維持する姿勢を示す。これを示すものとして次の

行政、司法、立法、そして公教育には、決してイスラームをもち込まないというルールは、いまEU加盟を前にして、少しずつ崩壊への道を歩んでいる」。内藤『イスラーム戦争の時代』前掲注10・191頁。

(55) 以下の1982年憲法諸規定につき参照、小泉・前掲注10・84-91頁。

(56) Yılmaz Aliefendioğlu, Laiklik ve Laik Devlet, Kaboğlu, *Laiklik ve demokrasi*, a.g.e., nota 23, s. 92.

4点を挙げるができる。

第1は基本原則に関する憲法改正の禁止である。1982年憲法は共和制、共和国の基本原則などを改正することを明示的に禁じる(4条)。これによりライクリッキの原則を改正することは、1982年憲法上、不可能である。実はこの点でトルコはフランスとは異なる。フランスの1958年憲法はライシテを共和国の基本原則とするが(1条)、その改正を禁止していないからである(89条5項参照⁽⁵⁷⁾)。

第2は基本原理破壊を目的とする権利濫用の禁止である。1982年憲法は、憲法上の権利・自由を、「国土および国民からなる国家の不可分な一体性を害し、人権に依拠した民主的かつ非宗教的な共和制を除去することを目的とする行為に用いられてはならない」と定める(2001年改正後の14条)。なお、同憲法は権利・自由の制限がライクリッキの原則に適合することも命じる(2001年改正後の13条)。

第3は議会議員および大統領の基本原則遵守の宣誓義務である。1982年憲法は、議員および大統領に就任時に「非宗教的な共和国」などの諸原則に忠実であることを宣誓することを義務づけている(81条、103条)。

第4は政党の基本原則遵守義務である。後述のように、これにより、ライクリッキに違反する活動を行う政党が解散されることがある。

以上をみると、1982年憲法には、共和国の基本原則としてのライクリッキを強く保障するため、ライクリッキを侵害する者には憲法上の自由を認めないというような仕組みがあることが分かる。これは「たたかう民主主義」——トルコ憲法ではこの性格も強い——ならぬ「たたかうライクリッキ」⁽⁵⁸⁾と言えるものである。

(57) もっとも、フランスでもライシテの原則を憲法改正の限界とみる憲法学説がある。小泉『政教分離の法——フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』(法律文化社、2005年)111頁。

(58) 小泉・前掲注10・79-80頁。

(b)宗教の平等と自由に関する規定 1982年憲法は宗教の平等を次のように規定する。「すべての個人は、言語、人種、皮膚の色、性別、政治的思想、哲学的信条、宗教および宗派またはこれに準ずる理由によって差別されることなく、法の前に平等である」(10条1項)。

さらに同憲法は宗教の自由も14条で詳しく定める。同条1項では「良心、宗教的信仰および信念の自由」を、2項では「礼拝、宗教的儀式および式典」の自由を、3項では、宗教的儀式・式典への参加、および宗教的信仰・信念の表明が強制されないことを規定する。他方で、5項は、次のように、ライクリッキに反する目的などのために宗教的感情を濫用することを禁止する。「何人も、国の基本的な社会的、経済的、政治的および法的な基本秩序を部分的であっても宗教の規則に基づかせるため、もしくは、政治的または個人的利益または影響力を確保する目的で、いかなる形であっても、宗教または宗教的感情もしくは宗教により神聖とされる事物を利用し、または濫用してはならない」。

(c)教育に関する規定 1982年憲法は教育の領域で次のようにライクリッキの原則を示す。「教育および訓育は、アタテュルクの原則と改革の方針で、現代科学および教育方法に基づき、国の監督の下に行われる」(42条2項)。

(d)政党に関する規定 同憲法は次のように政党にライクリッキの遵守を義務づける。「政党の党則、綱領および活動は、国の独立、領土および国民からなるその不可分の全体性、人権、平等及び法治国家の原則、国民主権、民主的かつ非宗教的な共和国の諸原則に違反してはならない」(1995年改正後の68条4項)。政党が、これに違反してライクリッキ違反活動の中心となった場合には、憲法裁判所の判決により政党は解散させられる(1995年改正後の69条5項6項)。

(e)その他の規定 1982年憲法においてライクリッキの原則と何らかの形で関連すると思われる他の規定として次の3つを挙げることができ

る。

第1は、トルコ革命時に制定された改革諸法の憲法適合性を宣言する174条である。同条は、教育統一法、トルコ帽に代え西洋帽の着用を義務づけた法律等の改革諸法を列挙して、「トルコ社会を現代文明の水準の上にまで高め、トルコ共和国のライクリッキの性格を保護することを目的とする」法律と性格づけ、それを憲法に違反するものと解釈することを禁止する。

第2は宗務庁に関する136条である。本条は、宗務庁が一般行政組織の中にあることを明らかにするとともに、宗務庁がライクリッキの原則に従いながら、「国民の連帯および統合を目的として、特別法で定められた責務を行う」と定める。

第3は必修の宗教教育に関する24条4項である。宗教の自由に関する24条のなかで同項は次のように規定する。「宗教および道徳の教育および訓育は国の監督の下に行われる。宗教文化および道徳の訓育は、初等および中等教育機関において教えられる必修科目に属する」⁽⁵⁹⁾。

(2)ライクリッキに関する法律規定

ライクリッキに関する規定は法律にも多い。それを思いつくまま以下に列挙すると、ライクリッキの原則がさまざまな領域に及んでいることが分かる。

(a)政党法⁽⁶⁰⁾ 政党法は、政党に対し、「アタチュルクの原則および改革に従いながら」活動することを求め（4条1項）、宗教により差別を行う国家体制を樹立するための活動を禁止し（78条a項）、また「宗教文化または宗派」の差異に基づく少数者が存在することを強調することも禁止

(59) 「教育」、「訓育」、「宗教文化」等の語意は後述する（後掲注128参照）。

(60) Siyasi Partiler Kanunu, Kanun No: 2820, Kabul Ta: 22.4.1983. 本稿は、現行法のテキストにつき、インターネットでアクセスすることができるトルコ政府の法令データベースを参照した。〈<http://mevzuat.basbakanlik.gov.tr/Kanunlar.aspx>〉。

する(81条a項)。さらに政党法は、次のように、政党に対してライクリッキの原則の遵守を強く求める⁽⁶¹⁾。

第1に政党は憲法174条の「改革諸法」に反する活動をしてはならない(84条)。第2に政党はライクリッキの改正のための活動を行ってはならない(85条)。第3に政党は国家の基本秩序を宗教的な基礎に一致させるための活動を行ってはならない(86条)。第4に政党は宗教儀式を開催してはならず、党の資格でそれに参列してはならない(87条)。

(b)国家教育基本法⁽⁶²⁾ 国家教育基本法は、「民主的、非宗教的および社会的な法治国家であるトルコ共和国に対する義務および責任」を知り、それを達成する行動に導くことをトルコの国家教育の目的と規定する(1983年改正後の2条1項)。さらに、同法12条は、「トルコの国家教育においてライクリッキが基礎である」と規定した後、憲法24条4項を具体化して次のように定める。「宗教文化および道徳の訓育は初等教育学校とともにリセおよびそれと同等の学校で教えられる必修科目に属する」。なお、ここに言う「リセ」はわが国の高校に相当する。また、国家教育基本法は、「イマーム・ハティップ・リセ」が「イマーム、ハティップおよびコーラン学校教師」を養成するため、国の中等教育システム内で専門職または高等教育のための準備プログラムを実施することも規定する(32条)。

(c)刑法⁽⁶³⁾ 1991年まで旧刑法には、「ライクリッキに違反しながら、国の社会的、経済的、政治的または法的な基本秩序を部分的であっても宗教的な基礎および信仰に適合させる目的で、宗教、宗教的感情または宗教上神聖とされている事物を利用する」ことを犯罪とする規定があった⁽⁶⁴⁾(163条4項)。だが2004年に制定された新刑法典にはそのような規定は

(61) 以下、規定の詳細は小泉・前掲注10・91-93頁参照。

(62) Milli Eğitim Temel Kanunu, Kanun No: 1739, Kabul Ta: 14.6.1973.

(63) この規定は憲法裁判所で合憲と判断されていた。Anayasa Mahkemesi,

⁽⁶⁵⁾ ない。しかしながら、新刑法にもライクリッキの原則に関連する規定はないわけではない。この見地で次の3種類の諸規定が注目される。

第1は宗教差別に関する規定である。刑法はその適用における宗教等による差別の禁止を基本原則として明示するほか(3条2項)、さまざまな領域における宗教差別を犯罪とする(122条)。

第2は国民の敵意・敵対行動への煽動の罪に関する216条である。これは宗教の違いに基づき国民の一部を公然と侮辱する行為などを犯罪とするものである。

第3は職務時における宗教家の濫用の罪に関する219条である。これは、イマーム、ハティップ、キリスト教の司祭、ユダヤ教のラビのような宗教教師が職務中に政府または国の法を非難または中傷(takbih ve tezyif)を行うことを犯罪としたものである。その行為が、他者に対し、法、政府の命令等への不服従を煽動し、またはそそのかすものである場合は、⁽⁶⁶⁾ 刑が加重される。

このほか、刑法にも宗教の自由を保護する規定もある。115条は、「人を強制し、または脅迫して」、宗教的な信念などを告白させ、またはそれを変更させること、および宗教的礼拝等を「集団的に、力または脅迫によって」妨害することを犯罪とする。また、153条は、礼拝所、墓地等を損壊する犯罪を規定する。

3.7.1980, E. 1980/19, K. 1980/48, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 18, s. 269.

(64) Türk Ceza Kanunu, Kanun No: 5237, Kabul Ta: 26.9.2004.

(65) 宗教の政治利用行為に制裁を科すことは憲法上(14条、24条5項)の要請だという理由から、憲法学者のビューレント・タネールらはこの点を問題とする。Bülent Tanör ve Necmi Yüzbaşıoğlu, 1982 *Anayasa göre Türk Anayasa Hukuku (Son değişikliğe göre)*, 7. Bası, Beta Basım, İstanbul, 2005, s. 81.

(66) 他の非宗教的国家にも類似の法律規定がある。例えば、フランスの政教分離法34条と35条、メキシコの宗教団体・公的礼拝法29条X。

(d)ラジオ・テレビ放送法 ラジオおよびテレビ局ならびに放送に関する法律⁽⁶⁷⁾は、テレビ局が遵守しなければならない放送の原則の中に、次の事項を挙げる。「トルコ共和国の国家の存立および独立、国土および国民の不可分の一体性、アタチュルクの原則および改革に関する放送が行われないこと」(2002年改正後の4条2項a号)、宗教、宗派の違いを特別に扱いながら敵対行動に煽動する放送を行わないこと(同項b号)、人の宗教、宗派を理由として非難しないこと(同項d号)。このようにして、ライクリッキの原則に反する放送は許されない。

2 ライクリッキの適用

以上のライクリッキに関する諸規定はどう解釈、適用されるのか。これを知るには、憲法裁判所がその諸規定からライクリッキをいかなるものと捉えてきたか、また同裁判所がいかなるものをその諸規定に違反すると判断してきたかをみるのが有益であろう。

(1)ライクリッキの定義と性格

(a)学説における差異 ライクリッキの原則は憲法上詳細であるが、それが何を意味するかについては憲法学者において見解が分かれる。例えば、ムスタファ・エルドアンとウズブドゥンとの間で、次のようにライクリッキの定義が異なる。

ライクリッキに関する憲法裁判所の判例を批判してきたエルドアンは、⁽⁶⁸⁾基本的に次の2つの要素でライクリッキを定義する。①「国はすべての宗教、宗派および宗教化した世俗的教説に対して中立でなければならない」。②「国は特定の一つの宗教またはイデオロギーの選択および支持を

(67) Radyo ve Televizyonların Kuruluş ve Yayınları hakkında Kanun, Kanun No: 3984, Kabul Ta: 13.4.1994.

(68) Mustafa Erdoğan, *Demokrasi Laiklik: Resmi İdeoloji*, Genişletilmiş, 2. Baskı, Ankara, 2000, ss. 356-360.

与えてはならない」し、「国は宗教に干渉してはならず、宗教と良心の自由を保障しなければならない」。この定義の基礎には、「ライクリッキは私人ではなく国家を限界づける原則である」という考えとともに、「ライクリッキはそれだけでは一つの目的＝価値ではなく」、「自由と平和という諸価値の手段の一つである」という発想がある⁽⁶⁹⁾。

これに対し、ウズブドゥンは次の4つの要素でライクリッキを定義する。①「公的な国の宗教があってはならないこと」、②「国があらゆる宗教に属するものに対して平等に行為すること」、③「宗教団体と国家組織が分離されること」、④「国家作用が宗教の準則により影響を受けてはならないこと」⁽⁷⁰⁾。

このようにライクリッキに関する見解が分かれる。このような対立があるのは憲法学説のみでなく、実は、軍、官僚や知識人の世俗派およびイスラム主義派の間でも同様の対立があった。このためライクリッキの法的な定義を確定するのはかなり微妙な作業であった。グロスはこの点を次のように証言する。「ライクリッキの概念の解釈が多くあり、さらにアクターが多くあることにより、不明確な状況に至らなかったか。……この概念は多くの側面で使用され、このため一つの定義に到達することはそれほど容易ではなかった。この語は国に対する非宗教的な尊重の意味で国を性格づけている。さらに明確な定義を見つけるためには、最高裁判所は1970年代を待たなければならなかった」⁽⁷¹⁾。

(b)憲法裁判所による定義 グロスが述べたように裁判所がライクリッキの意味を示すようになったのは1970年代である。正確に言えば1961年憲法時代に下された1971年10月21日の判決においてである⁽⁷²⁾。この判決

(69) Erdoğan, *Anayasal demokrasi, Gözden Genişletilmiş*, 4. Baskı, Siyasal Kitabevi, Ankara, 2001, ss. 230–231.

(70) Özbudun, *Türk Anayasa Hukuku, Gözden Geçirilmiş*, 8. Baskı, Yetkin, Ankara, 2005, ss. 77–82.

(71) Gros, *a.g.e.*, nota 23, s. 232.

は後述のように宗務庁に関する重要な判決である。1971年判決において、憲法裁判所は、後述のようにライクリッキの原則についてトルコの独自性を強調したうえで、次の4つの要素からライクリッキを定義した。この4項目は、その後の諸判決でも繰り返されることになる。

①「宗教が国家事項を支配せず、それに影響を及ぼさないという原則を承認すること」。

②「宗教が個人の精神的営為に関する宗教信仰の領域で差別されることのない、無制約の自由を承認するように宗教を憲法的保障の下に置くこと」。

③「宗教が、個人の精神的営為を越え社会的営為に影響を及ぼす活動および態度に関する領域で、公の秩序、安全および利益を保護する目的で限界づけを承認し、宗教が濫用されること、およびそれが利用されることを禁止すること」。

④「国において公の秩序および諸権利の保護者として宗教的な権利および自由に関する監督権限を承認すること」。

このように、憲法裁判所は国家事項への宗教の不介入、宗教の自由、宗教事項についての国の監督をライクリッキの主要な要素とみるのである。

(c)最重要の憲法原則 しかしながら、憲法裁判所はライクリッキを国家と宗教の分離および宗教の自由の次元にとどめない。というのは、憲法裁判所は後の諸判決においてライクリッキを民主主義、近代文明、実証主義などさまざまなことに関連づけるとともに、トルコ国民創出原理および共和国の建国原理と性格づけたからである。

憲法裁判所は福祉党判決においてライクリッキについて次のように判示した。「ライクリッキは、中世の教条主義を破壊し、知性の革新および

(72) Anayasa Mahkemesi, 21.10.1971, E. 1970/53, K. 1971/76, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 10, s. 60.

科学の光明により発達した、自由および民主主義に対する理解、国家形成、独立、国民主義、人類の理想というもの基礎となる文明の一存在形式である。」「民主主義への移行の架け橋でもあるライクリッキはトルコの生存哲学である⁽⁷³⁾。スカーフ事件に関する1989年の憲法裁判所判決においても、憲法裁判所は次のように述べた。「ライクリッキは、宗教—国家事項の分離の形式に制限されえない。そのありようはより大きく、その領域はさらに広い文明、自由および近代の状況である⁽⁷⁴⁾」。

再び福祉党判決をみると、そこでは「近代化を進め、トルコ共和国の基礎」とライクリッキ原則を性格づけるづけるとともに、次のような判示がある。「ライクリッキ原則が受け入れられることにより、……さまざまな信仰をもつ者がともに生きるの必要性を受け入れ、国家の彼らに対する平等の保障を感じた。このように、内部の融和を保ちながら、人民の国民意識によりトルコ共和国を構成するトルコ国民が誕生した。法治国家と法の支配の原則は、その効力をライクリッキから得た。民族主義 (milliyetçilik) の原則はライクリッキによって完成された⁽⁷⁵⁾」。

もっとも、ライクリッキのこうした性格づけは、ライクリッキが国家の近代化を目的としたものであったことを想起すれば驚きには値しない。だが、このようにライクリッキが政教分離や宗教の自由の域を超える高次元の国家原則という性格を持つことは、ライクリッキを必然的にトルコ憲法における最重要の原則とすることには注意すべきである。憲法裁判所も、スカーフ事件に関する1989年判決で「アタチュルクの諸原則のうちでもっとも重要なのはライクリッキである⁽⁷⁶⁾」と明言した。前述のよ

(73) Anayasa Mahkemesi, 16.1.1998, E. 1997/1, K. 1998/1 (Siyasi Parti Kapatma), *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 34/2, s. 762.

(74) Anayasa Mahkemesi, 7.3.1989, E. 1989/1, K. 1989/12, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 25, s. 133.

(75) Anayasa Mahkemesi, 16.1.1998, E. 1997/1, K. 1998/1, *a.g.e.*, nota 73.

(76) エルドアンもライクリッキを「最高位の憲法原則」と述べる。Erdoğan, *a.g.e.*,

うにトルコの実定法全体がライクリッキを保護するようになっているのも、このためである。

(2)ライクリッキの原則の適用

ライクリッキの原則にきわめて高い重要性を与える憲法裁判所は、当然のことながらライクリッキの原則をとくに厳格に適用してきた。それは、憲法裁判所の表現によれば、「ライクリッキの観点でなされるもっとも小さな妥協も、アタチュルク改革を脱線させ、なくさせるという結果をもたらしうる」⁽⁷⁷⁾からである。このようにして、憲法裁判所はライクリッキからのわずかな逸脱も見逃さないかのように、この原則の適合性審査をこの上なくも厳しく行う。こうした態度は次の諸判決にみることができる。

(3)スカーフに関する諸判決

厳格なライクリッキ適合性審査がもっとも明確であるのは、高等教育機関におけるスカーフの着用に関する憲法裁判所の諸判決においてである。この種の判決はこれまで3件ある。いずれもスカーフ着用禁止を解除するための立法措置が問題とされた。このほか、とくにスカーフ着用のライクリッキ違反に関して参考になる判決が1件ある。

(a)1989年3月27日⁽⁷⁸⁾ この判決は、後述の1991年判決と同様、前述のように祖国党政権の下で女子大学生にスカーフ着用を可能にするために制定された法律規定の合憲性が問われた事件に対するものである。1989年判決では、次の規定を高等教育法に挿入する法律の憲法適合性の審査⁽⁷⁹⁾

nota 68, s. 358.

(77) Anayasa Mahkemesi, 25.10.1983, E. 1983/2, K. 1983/2, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 20, s. 362.

(78) Anayasa Mahkemesi, 7.3.1989, E. 1989/1, K. 1989/12, *a.g.e.*, nota 74.

(79) 2547 sayılı Yükseköğretim Kanununun 44 üncü Maddesinin Değiştirilmesi ve Bu Kanuna Bir Ek ve Dört Geçici Madde Eklenmesine Dair Kanun, Kanun No: 3511, Kanun Ta: 10.12.1988.

が求められた。「高等教育機関においては、……近代的な服装および外見をしなければならない。宗教信仰を理由に首および髪のをスカーフ (örtü) またはヴェール (türban) で覆うことは自由である」。憲法裁判所は、次の理由からこの規定がライクリッキ原則に抵触し1982年憲法2条等に違反すると断じた。「高等教育機関にある女性の身なりを規律する場合、宗教的義務の履行のいかんを問わず、宗教信仰を理由にしてスカーフ (başörtü) の着用を認めることは、公法の領域にある準則を宗教的基盤に依拠させることにより、ライクリッキの原則に違反する」。

(b)1991年4月9日判決⁽⁸⁰⁾ この判決では、「現行の諸法律に抵触しないという条件で、高等教育機関において身なり、服装は自由である」というように高等教育法を改正する法律の違憲性が争われた。⁽⁸¹⁾1991年判決で憲法裁判所は1998年判決の原則を繰り返した。

(c)2008年6月5日判決⁽⁸²⁾ この判決では、前述のように公正発展党がスカーフ着用を可能にするための憲法改正を行わせたことが問題となった。この憲法改正は次の2点において憲法改正をする2008年2月9日の法律⁽⁸³⁾に基づいた。

①「国の機関およびその行政機関は、そのすべての事務の遂行およびすべての多様な公共役務の利用において、法の前での平等の原則に従って

(80) Anayasa Mahkemesi, 9.4.1991, E. 1990/36, K. 1991/8, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 27/1, s. 285.

(81) 25.10.1990 günlü, 3670 sayılı Kadının Statüsü ve Sorunları Genel Müdürlüğünün Kurulması ile 14.1.1970 Tarihli ve 1211 Sayılı ve 4.11.1981 Tarihli ve 2547 Sayılı Kanunlarda Değişiklik Yapılması Hakkında 422 Sayılı Kanun Hükmünde Kararnamenin Değiştirilerek Kabulüne Dair Kanun.

(82) Anayasa Mahkemesi, 5.6.2008, E.2008/16, K.2008/116. Bkz: Anayasa Mahkemesi, 5.6.2008, E.2008/16, K. 2008/16 (Yürürlüğü Durdurma).

(83) Türkiye Cumhuriyeti Anayasasının Bazı Maddelerinde Değişiklik Yapılmasına Dair Kanun, Kabul No: 5735, Kabul Ta: 9.2.2008, *Türkiye Cumhuriyeti Resmî Gazete*, 23 Şubat 2008, Sayı, 26796.

行為しなければならない」(下線部は筆者が付した)というように、1982年憲法10条4項の法文に下線部を挿入する。

②1982年憲法42条の最終項に次の規定を付加する。「法律に明示されていないいずれかの理由により、何人も高等教育の権利を奪われてならない。この権利の行使の限界は法律で確定される」。

2008年判決において、憲法裁判所はこれらの規定がライクリッキの原則を定める1982年憲法2条に違反し、その改正を禁止した同4条にも違反すると結論した。⁽⁸⁴⁾

(d)2001年6月22日判決⁽⁸⁵⁾ これは後述の美德党判決である。憲法裁判所はこの判決において大学におけるスカーフ着用を認めることがライクリッキに違反する理由として次の2点を示した。

①スカーフのような「宗教的起源をもつシンボルにより宗教的基礎に依拠する社会的秩序を形成しようとする活動は、ライクリッキに違反し、容認されえない」。②「高等教育機関において、知性的に成長しながら一緒に勉学を行う青年のうちある者に、特定の信仰に属することを示すような強い宗教的シンボルであるスカーフを着用することの許可が与えら

(84) なお、2008年判決において憲法裁判所は憲法改正の実体面について違憲審査したように見える。ところが、1982年憲法は、憲法改正についての違憲審査につき、11名に裁判官のうち5分の3の多数——すなわち7名の裁判官が必要であるが、本件では違憲判決に9名の賛成があった——で憲法改正の無効判決を下すことができるとするともに(憲法149条1項)、憲法改正の違憲審査を手続面での審査に限定する(同148条1項2項)。そのため、憲法裁判所にはこれらの諸規定の解釈に関する説明を行う必要があるように思われる。だが、本判決の判決文がまだ官報で公表されていないため、この点は不明である。付言すると、わが国の民事裁判とは異なりトルコの憲法裁判所は判決宣告時までに判決文を作成する必要がなく、ただ同裁判所は判決文を「直ちに」官報で公表することが求められるのみである(同153条5項、憲法裁判所法54条)。実際には判決文公表までに判決宣告後かなり時間を要することがある。

(85) Anayasa Mahkemesi, 22.6.2001, E. 1999/2, K. 2001/2 (Siyasi Parti Kapatma), *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 37/2, s. 922.

論 説

れ、彼らの宗教的信仰および意見を理由として紛争を起しうる環境を作り出すことは、他者の信仰の自由を侵害することになるおそれがあるだけでなく、公の秩序をも危険にさらす」。

①は1989年判決と基本的に同じことであるが、②で宗教の自由の侵害および公序侵害をも指摘されたことが注目される。これは、スカーフ着用がスカーフを着用しない者の宗教の自由を侵害するのでその着用は禁止、という論理である。

このように憲法裁判所は、大学でのスカーフの着用をライクリッキの原則に違反するものという判断を頑なに貫き、それにより大学で女子学生がスカーフを着用するのを可能にするあらゆる立法措置を無効としてきた。このようなライクリッキの原則のきわめて厳格な適用において、アリエフェンディオールも指摘するように、憲法裁判所がスカーフ着用を「ライクリッキに対立する象徴」⁽⁸⁶⁾とみなす傾向をみることができる。

(4) イスラム政党に関する諸判決

憲法裁判所はイスラム政党がライクリッキの原則に反する活動を行ったかどうかを審査し、行った場合には政党を解散することもあった。この種の判決としてこれまで次の5件があった。

第1は、1961年憲法下で国家秩序党の解散を命じた1971年5月20日判決⁽⁸⁷⁾である。この判決では、結党大会で発表された党の文書がライクリッキに関する法規定を非難する趣旨などを含んだことから、同党の目的および活動が1961年憲法のライクリッキに関する諸規定に違反すると判断された。

第2は、平安党 (Huzur Partisi) の解散に関する1983年10月25日判決⁽⁸⁸⁾である。ここでは、非宗教的な教育制度を否定しイスラムの伝統に沿う

(86) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, s. 127.

(87) Anayasa Mahkemesi, 20.5.1971, E. 1971/1, K. 1971/1 (Siyasi Parti Kapatma), *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 9, s. 3.

教育制度の設立等を唱えた党の綱領が、ライクリッキ改正禁止を定める政党法86条等に違反するとされた⁽⁸⁹⁾。

第3は、議会第一党で政権政党であった福祉党に関する1998年1月16日の判決である⁽⁹⁰⁾。この判決において憲法裁判所は、シャリーアに基づく制度の樹立を公然と唱えるなどした、首相でもあった党首を含む党幹部および党員の言動をライクリッキの原則に違反するものと判断して、1982年憲法68条等に基づき同党の解散を決定した。

第4は、美徳党に関する2001年6月22日の判決である。本件では、公的な場で着用が禁止されてきたヴェールまたはスカーフの着用解禁を唱える党首・党員の言動が憲法68条等に違反すると判断され、同党の解散が命じられた。

第5は、現政権政党であり現職の大統領および首相も所属する公正発展党に関する2008年7月30日の判決である⁽⁹²⁾。この判決で、憲法裁判所は、公正発展党がライクリッキに違反する活動——同党解散を請求した検察

(88) Anayasa Mahkemesi, 25.10.1983, E. 1983/2, K. 1983/2 (Siyasi Parti Kapatma), *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 20, 3. 345.

(89) この判決では憲法ではなく政党法違反が解散理由となっていた。アリエフェンディオールは、この点で、同判決が政党解散理由を限定した憲法69条に違反すると批判する。Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, p. 103.

(90) Anayasa Mahkemesi, 1.16.1998, E. 1997/1, K. 1998/1 (Siyasi Parti Kapatma), *a.g.e.*, nota 73. 小泉・前掲注10・60-67頁。この事件は人権裁判所の2003年判決につながった。前掲注43参照。

(91) Anayasa Mahkemesi, 22.6.2001, E. 1999/2, K. 2001/2, (Siyasi Parti Kapatma), *a.g.e.*, nota 85. 小泉・前掲注10・67-72頁。この事件は、人権裁判所に付託されたが、申立人が申立を取り下げたため2006年に事件リストからの抹消 (radiation du rôle) の判決が下された。CEDH, arrêt du 17 avril 2006, Fazilet et Kutan c. Turquie, requête n° 1444/02.

(92) Anayasa Mahkemesi, 30.7.30, E. 2008/1, K. 2008/2. 判決文未公表のため、本判決については新聞報道のみに基づいた。同判決は憲法学上きわめて興味深いので、後日、判決文を分析したい。

の主張によれば、ライクリッキの原則を除去するために議会多数派を活用することなど——を行ったと判断した。だが、11名の裁判官のうち6名しか同党の解散に賛成しなかったため、同裁判所は公正発展党を解散せず、1982年憲法69条7条に基づき政党助成金の減額を科すにとどまった。

(5) 宗教の証人尋問に関する判決

これは1996年2月2日の判決である。⁽⁹³⁾この判決で、憲法裁判所は、刑事裁判の証人に対して、証言の前に、その氏名、年齢、居住地とともに宗教が尋問される旨を規定していた刑事訴訟手続法⁽⁹⁵⁾61条の憲法適合性を審査した。同裁判所は、問題の規定が、宗教の自由を侵害し24条に反すると判断したほか、次の理由から2条にも違反すると結論した。「証人尋問の質問のなかに宗教的事項もあることは、……公的關係において宗教が人を特定する機能を果たすことを可能にする。ところが、非宗教的国家において宗教のさまざまな影響力および支配を除去することと無関係に置かれうることは、宗教がただ人の内的世界に関する事象であることにより可能である。この真理は、人の希望に反して法律上の義務としてその宗教を公にする結果をもたらす準則により明白な矛盾を生んだことにより、存在しない」。

(6) 啓示諸宗教規定に関する判決

刑法175条等を改正する1986年の法律は、⁽⁹⁶⁾イスラム、ユダヤ教、キリスト教の三宗教を指す「啓示諸宗教」(semavî dinler)をとくに強く保護す

(93) 憲法裁判所が政党の解散を決定するには裁判官の5分の3の賛成、すなわち7名の賛成が必要である(2001年3月10日改正後の1982年憲法149条1項後段)。

(94) Anayasa Mahkemesi, 2.2.1996, E. 1995/25, K. 1996/5, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 32/2, s. 549.

(95) Ceza Muhakemeleri Usulü Kanunu, Kanun No: 1412, Kanun Ta: 4.4.1929.

(96) Türk Ceza Kanununun 175., 176., 177. ve 178 inci Maddelerinin Değiştirilmesine Dair Kanun, Kanun No: 3255, Kanun Ta: 9.1.1986.

る規定を刑法に挿入した。それは、具体的には、啓示諸宗教の預言者、教義等への侮辱、啓示諸宗教の宗教施設およびその備品の損壊等を犯罪とした規定である。憲法裁判所は1986年11月4日の判決でこの規定を違憲と判断した。⁽⁹⁷⁾その理由は、問題の規定が1982年憲法10条（平等条項）と24条（宗教自由条項）に違反することのほか、「非宗教的国家は、宗教問題において、その信仰に関心を持たず、国民に平等に行動し、偏らない国である」として、2条などライクリッキ条項にも違反することである。

第3節 国家の非宗教性からみたライクリッキ

1 国家の非宗教性としての面

以上にみたライクリッキの原則に関する憲法規定およびその適用から、ライクリッキは国家の非宗教性からみてどう評価されるか。結論から先に言えば、ライクリッキには、国家の非宗教性と一致する面、それと一致しない面という両面があるということになりそうである。では、国家の非宗教性と一致する面はいかなる点にあるか。

(1) 厳格な国家の非宗教性

これまでみてきた改革者の発言、憲法前文、2条、24条、42条など憲法規定、多くの法律規定、判例、学説などから、ライクリッキは後述の例外を除き、国家の非宗教性とは合致すると言うことができる。というのは、ライクリッキを、国家法からシャリーアを排除するなど国家領域から宗教的なものを除去し、宗教事項を私事としたうえで、宗教が国家事項に介入することを禁止する原則とみることができるからである。これは国家事項と宗教事項を分離しようとする原則であることに変わりない。

(97) Anayasa Mahkemesi, 4.11.1986, E. 1986/11, K. 1986/26, *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 22, s. 314.

論 説

そのうえ、1982年憲法はライクリッキを詳細かつ厳格に規定するとともに、2条および4条などにおいてこの原則を明示的に最重要の憲法原則と位置づけている。また、憲法裁判所はそれをきわめて厳格に適用する。そのうえ、前述の諸法律の多くも多様な領域で具体的に非宗教性を規定し、またその遵守を命じている。こうみると、トルコはやはり国家の非宗教性をきわめて強く意識する国であることを確認することができよう。

しかも、トルコでは国家の非宗教性が宗教の自由（とくに宗教信仰の自由）と密接に関連するものと考えられている。これは憲法裁判所によるライクリッキの定義に関する前述の4要素に宗教の自由が含まれることに示されるが、とくに前述の福祉党判決においては、それが次のように示された。

〔ライクリッキ〕は、個人に人間性と自由な思考の可能性とをもたらし、これにより政治—宗教と信仰という区別を必然的に行い、宗教と良心の自由を保障する原則である。……非宗教的の制度においては、宗教は、政治化することもなく、行政的役割を持つこともなく、真に尊重される領域にとどまり、人の良心に委ねられる。世俗事項が非宗教的な法により、宗教事項がその戒律により、実施されるのが、近代民主主義の原則の一つである。一般国民が宗教的戒律により規律されてはならず、また規律の淵源が宗教的戒律であってはならない。

(2)宗教による国家への介入の禁止

(a)ライクリッキと国家の宗教不介入 憲法裁判所による非宗教性の適用をみると、法律規定を違憲とすることにより宗教の自由の保障を強化したと見える判決は、これまで宗教の証人尋問に関する判決および啓示宗教規定に関する判決のみであった。この事実は、国家が宗教事項に
(甲南法学'08) 48-4-320 (794)

介入することの禁止という面は、ライクリッキに関してあまり大きな問題ではないことを示す。それどころか、後述の宗務庁の存在を考えると、ライクリッキは国家が宗教に介入することを禁止するものとはほとんど解されてないと言えよう。

これに対して、スカーフ判決およびイスラム政党の判決において示されるように、ライクリッキの厳格適用により個人の自由——憲法裁判所の見方では宗教を公的領域で利用する自由——を制約するという効果を持つ判決がトルコではこれまで多かった。とくに憲法裁判所が、大学におけるスカーフ着用を「宗教的基礎に依拠する社会的秩序を形成しようとする活動」として、きわめて厳格に適用してきたことは特徴的である。ここから、宗教が国家事項に介入することを禁止する原則としてライクリッキが適用されることが多いといえよう。こうした姿勢は、上記の福祉党判決の引用にあるように、ライクリッキの原則において、とくに宗教的戒律が国家事項を規律することを否定する趣旨が強調されることにもみることができる。

もっとも、このようにライクリッキが宗教による国家事項への不介入に傾斜することは、1982年憲法自体にもうかがえる。同憲法が宗教感情の政治的な目的での濫用を禁止する趣旨を繰り返し明記しているからである（前文、24条5項）。また、憲法裁判所がライクリッキの定義の要素として「宗教が国家事項を支配せず、それに影響を及ぼさないという原則」を挙げていることも、このような1982年憲法の規定に基づくものと考えられる。

さらに、宗教の国家事項への介入を強く禁止するという国家の非宗教性に関する状況は、すでに述べたライクリッキの背景または目的に由来するとみることができる。オスマン帝国時代に、イスラムが政治と社会を支配し、とくに家族法領域や刑法領域をも規律するシャリーアが国家の法として適用されていたなかで、国家の近代化または近代文明化を進

めるために国家の非宗教化が断行されたからである。このように国家の非宗教性が、国家を近代化するためイスラムが国家領域に介入していたことを止めさせるという意図を基礎とした点は、明らかにトルコに固有な特徴である。

(b)宗教の国家不介入と国家の非宗教性 しかしながら、国家の近代化という目的があったことがライクリッキを国家の非宗教性と異なるものとみることを理由づけるとは考える必要はない。政教分離国においてもその政教分離の背景や目的は一樣ではないはずだからである。また、ライクリッキの原則が国家事項への宗教による不介入に重点を置くこと自体も、国家の非宗教性と合致しないものとはおそらく言えない。なぜなら、宗教の国家領域への介入禁止は国家事項と宗教事項との分離と矛盾しないだけでなく、この禁止がトルコにおいて国家事項と宗教事項の分離を急速に達成し、維持することにおいてとくに必要であったからである。

いずれにせよ、トルコでは国家の非宗教性は国家に対し宗教への介入を禁止することを含意するわけではないが、それよりは宗教の政治介入の禁止の趣旨はるかに強いと言わざるをえない。そして、後者の面において国家の非宗教性はきわめて厳格に適用されてきたことを確認しておく必要がある。

それとともに、とくにライクリッキに反する活動を行う政党に対する規制（68条、69条）において、国家の非宗教性の維持・防衛のため、宗教的行為の自由のほか諸自由を制約しようとする姿勢が強く表れていることに注意すべきである。この点で前述の「たたかうライクリック」の性格が強い。これはトルコ憲法の特徴であるとともに、ライクリッキ独自の性格に1つをここにみることができる。しかも、これらの条項がたびたびイスラム政党に適用されてきた事実は、実現された国家の非宗教性が宗教勢力により脅かされ安定せず、それに対して非宗教性を維持し

(甲南法学'08) 48-4-322 (796)

ようとするトルコの現実を浮き彫りにする。

2 国家の非宗教性と一致しない面

以上のようにライクリッキには国家の非宗教性と一致する面がある。しかしながら、ライクリッキには国家の非宗教性に一致しない面もある。それでは、それはいかなる点か。また、それはどう正当化されるのか。

(1)非宗教性と相容れない要素

ライクリッキに関する憲法規定には国家の非宗教性とは相容れず、それをはるかに超えるものがある。それが見受けられるのは、1982年憲法に明示される宗務庁の制度(136条)および初等中等教育における必修の宗教教育(24条4項)においてである。トルコの学説においても、これら2つがライクリッキと矛盾することはよく認識されている。例えば、アリエフェンディオールは、宗務庁および宗教教育に関する条項を、非宗教的国家的「原則に矛盾し十分には理解され得ない規定」とみる⁽⁹⁸⁾。

まず、宗教教育をみることにしよう。前述のように1982年憲法24条4項の規定は、それまでの憲法典にはなく1982年憲法で初めて現れた。だが、それにより、宗務庁のほかに、1982年憲法においてライクリッキに関する諸規定との間で新たな矛盾を生じさせた。必修の宗教教育は、教育が「アタチュルクの原則と改革の方針で、現代科学および教育の方法に基づき」行われるとする憲法42条2項と矛盾するからである⁽⁹⁹⁾。また、後述のように「宗教文化および道徳の訓育」が宗教の宣伝活動になるように実施されていることをみれば、それが国家の非宗教性と相容れないことはさらに明確になろう。なお、このような宗教教育がどのように正当化されるかについては、国家の宗教的中立性に関して第4節でみることにしよう。

(98) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, s. 94.

(99) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, ss. 97-98.

(2)宗務庁

(a)宗務庁の目的・組織 宗務庁は、1982年憲法136条に規定するとおり一般行政組織内にある機関であって、ムスリムの礼拝や儀礼に関する行政を担当するものである。宗務庁の組織・事務に関する法律は、この点を次のように明らかにする。「イスラムの宗教信仰、礼拝および道徳の基本に関する事務を執行し、宗教問題で社会を啓蒙し、礼拝所を管理するため、首相府 (Başbakanlık) に属する宗務庁が設置される」(1条)。宗務庁はこのように一般行政組織内にあるので、その職員は宗教家も含め公務員の地位を持つ。

宗務庁は1924年に設立されたとき、それはイスラムが国家の近代化を妨げず、後述のようにライクリッキを実現するために、イスラムを国が指導・監督することを目的とした。だが、宗務庁は複数政党制の下で特定宗教、すなわちイスラムのスニー派を強化し、さらに宗教の政治化をもたらしものに変容したと言われる⁽¹⁰¹⁾。また、宗務庁の活動領域が増え、宗務庁が宗教を宣伝する機能を果たすようになったとの指摘もある⁽¹⁰²⁾。加えて、宗務庁の組織も拡大し、今日、その職員数や予算規模において宗務庁は他省に比べ巨大になっている⁽¹⁰³⁾という事実がある。

(b)宗務庁に関するライクリッキの適用 以上のことから、宗務庁において国が宗教事項に直接に関わっているのは明確である。だとすれば、憲法136条は「ライクリッキに従いながら」と規定していても、宗務庁が国家の非宗教性とは相容れない存在というほかなく、ここにもライクリッキに関する憲法規定との矛盾があることになる。アリエフェンディオ

(100) Diyanet İşleri Başkanlığı Kuruluş ve Görevleri Hakkında Kanun, Kanun No: 633, kanun Ta: 22.6.1965.

(101) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, s.95.

(102) Tanör ve Yüzbaşıoğlu, *a.g.e.*, nota 65, s.84.

(103) 宗務庁の実態につき参照、佐島隆「トルコ・イスラムの一形態としての宗務庁——政教関係の一面面——」イスラム世界39=40号(1993年)45頁以下。

ールも次のように述べる。「宗務庁が一般行政組織内にあり、その〔宗教〕関係者が職員とみなされ、予算で支えられることは、ライクリッキ原則に適合しなかった」。「136条において、宗務庁に一般行政機関に含まれることが可能になり、この組織に『国民の連帯と統合を目的とする』事務が与えられ、この事務が権力により明らかにされた政策と理解の範囲内で実施されることは、神聖な宗教的感情が国の事項と政治に混ざるといことになる。憲法はこの面からも自らの内部に矛盾がある」⁽¹⁰⁴⁾。

このように非宗教性とは相容れない宗務庁に関して、国家の非宗教性がきちんと適用されるのは期待できそうもないが、どうであろうか。前述した憲法裁判所の1971年10月21日判決がこの点を明らかにする。この判決では、国家公務員法を改正する1970年7月31日の法律⁽¹⁰⁵⁾にある一規定の憲法適合性が問われた。問題となったのは、すべての行政領域で公務に従事する職員を公務員化する一環として、宗務庁でイマーム等宗教的職務を行う職員も国家公務員とする規定であった。憲法裁判所は問題となった法律を合憲と結論した。憲法裁判所がその理由として指摘したのは、その措置により宗務庁が「特別法で定められた責務」——憲法154条で宗務庁が行うと規定されていること——を履行するための能力を得た、ということに限られた。他方で、問題の規定がライクリッキの原則に違反しないことを理由づける根拠は示されなかった。

このようにして、宗務庁に関して、国家の非宗教性がまったく妥当しないかのようにきわめて緩やかに適用されている。この緩やかさは、スカーフ着用に関して「公法の領域にある準則を宗教的基盤に依拠させる」

(104) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, ss. 96-97.

(105) 657 sayılı Devlet Memurları Kanununun bazı maddelerinin değiştirilmesi ve bu Kanuna bazı maddeler eklenmesine ve bu Kanunun kapsamı dışında kalan kamu personelinin aylık ve ücretlerine dair Kanun, Kanun No: 1327, Kabul Ta: 31.7.1970.

ことをライクリッキに違反するとした——この判断方法では宗教教師の公務員化もライクリッキ違反とならざるをえないであろう——憲法裁判所の極端な厳格さとは全く対照的である。

ところが、行政機関としての宗務庁は、国家の非宗教性と矛盾するにもかかわらず、政党法で強く保護されている。政党89条は宗務庁が行政機関であることを改める活動をする政党を禁止している。しかも、憲法裁判所は政党法89条違反を理由に政党を解散したこともあった。宗務庁が一般行政組織の中にあることを変更することを党の目的とするなどした自由民主党 (Özgürlük ve Demokrasi Partisi (ÖZDEP)) は、1993年11月23日の判決により解散されたのである。⁽¹⁰⁶⁾ これに対しても批判は強い。⁽¹⁰⁷⁾

なお、宗務庁の存在において国家が宗教事項に強く介入することが明確であることにも注目に値する。この点でも国家による宗教への不介入の趣旨が弱いというトルコの非宗教性の特徴をみることができる。

(c)宗務庁の正当化理由 ライクリッキに矛盾すると批判される宗務庁が、⁽¹⁰⁸⁾なぜ憲法に規定されているか。この点を、ライクリッキを実現するために国がイスラムに介入する必要があったというトルコの歴史的状況により理由づける学説がある。次のように述べるウズブドゥンの見解がそれである。⁽¹⁰⁹⁾

〔宗務庁の制度〕は、トルコの特徴から生まれたものであって、本来、ライクリッキを弱めるのではなく、逆にそれを擁護する性格を有する1つ

(106) Anayasa Mahkemesi, 23.11.1993, E. 1993/1, K. 1993/2 (Siyasi Parti Kapatma), *Anayasa Mahkemesi Kararlar Dergisi*, Sayı 30/2, s. 917.

(107) Aliefendioğlu, *a.g.e.*, nota 56, s. 105.

(108) 宗務庁に対する批判は、世俗派知識人からのみならずイスラム主義派からも出される。これは、宗務庁がイスラム主義派にとって両義性を持つ存在だからである。澤江・前掲注10・54-56頁。

(109) Özbudun, *a.g.e.*, nota 70, s. 79.

トルコの政教分離に関する憲法学的考察

の解決策のようなものである。オスマン帝国時代において、また一般的にイスラム世界において、イスラムは何世紀もの間国と社会生活を自らの強い影響力の下においていた。この状況では、宗教活動が国の監督から完全に離れて宗教組織の自由に任されるのは、相当な支障があり、アタチュルクがトルコ社会に対し策定した『現代文明の水準に到達する』という目標が実現されえないというおそれがあった。

同様の見解は宗務庁に関する1971年判決において憲法裁判所によっても示された。次の一節がそれに関係する。

イスラムは人の良心に関する宗教信仰の領域を規律するにとどまらず、同時にすべての社会的関係、国家活動および法も規律した。この状況でわが国では、宗教の自由の憲法により明らかにされた限界を侵す宗教の濫用および悪用は、国がライクリッキの基礎に基づく秩序に違背させられるという意味をもたらす。……このようにして、このような行動ならびに無限界で規制されることのない宗教の自由および独立の宗教組織という理解が、わが国において重大な危険性を伴う問題であったことは、近現代の歴史的経験により明らかである。……宗務庁が憲法に存在すること、および関係者が公務員として認められることが、……多くの歴史的理由、事実および国の諸条件により必要とされるものが生じさせた必然的結果であることは疑いない。

以上の説明では、トルコでは国家が宗教を規制することがライクリッキの原則の実現のために必要であったことを強調される。確かに国家と宗教が密接につながっていたところで国家が非宗教化する場合には、当該宗教の宗教行為や宗教組織に関する強い規制を含む国家の積極的措置がとられたことは、フランスなど他国でもみられた。だが、それは国家

の非宗教性を実現するための暫定措置であるはずであるところ、トルコでは宗務庁が憲法上の機関として長く存在し続け、しかもその組織と活動が拡大する傾向があることは、やはり国家の非宗教性からは大きく逸脱しているといわざるを得ない。そのうえ、後述のように宗務庁が一つの宗教的立場をとり、それに基づき国民統合を図っていることも考慮すると、宗務庁における国家の非宗教性の限界がなおのこと明確になる。⁽¹¹⁰⁾

第4節 国家の宗教的中立性からみたライクリッキ

1 国家の宗教的中立性とライクリッキ

ライクリックを国家の宗教的中立性の観点からみると、国家の非宗教性についてと同様に、ライクリッキは国家の宗教的中立性と一致する点が多い。それはいかなる点においてであるか。また国家の宗教的中立性はどう適用されているか。これらを見る前に宗教的中立性をめぐるトルコの状況も知っておく必要がある。

(1) 宗教的中立性をめぐる状況

トルコにおけるライクリッキと国家の宗教的中立性の関係を考えるうえで無視できない状況がある。それは、トルコでは宗教的多様性がかなり限定されているという事実である。トルコの人口7260万人のうち99パーセントがイスラム教徒であり、あとの1パーセントは、ギリシア正教派およびアルメニア正教会派のキリスト教徒、ユダヤ教徒、バーハイ教徒などである。イスラム教徒の大多数はスンニー派であり、これに加えて1500万から2000万人のアレヴィー派がいると推定される。⁽¹¹¹⁾ アレヴィー

(110) この点で、しばしば指摘される「ライクリッキは政教分離ではなく1つの国家イデオロギー」という見解は、宗務庁などに限れば正しい。

(111) 米国の2007年国際宗教自由報告書 (International religious freedom Report) による。国際宗教自由報告書は1988年の国際宗教自由法に基づき米国国務省が連邦議会に提出する年次報告書である。同報告書は国務省のウェブサイトで見ることが出来る。*<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/>*

派は、イスラムのシーア派に近いとみられるが、これをイスラムの異端とする見解、さらにイスラムとは異なる宗教とみる立場などもあるが⁽¹¹²⁾、いずれにせよアレヴィー派はトルコにおける有力な宗教的マイノリティである。アレヴィー派がかなり存在することには注意を要するが、他の宗教・宗派はわずかであるので、トルコでの宗教的多様性は強くないと言わざるをえない。

このように宗教的多様性が弱いうえに、トルコでは宗教的多様性を嫌う社会的雰囲気も見られる。米国の2007年国際宗教自由報告書は、この点を、「宗教的多様性は、イスラムと『国民統合』への脅威として広く見られた」と指摘した。このような雰囲気は、宗教的マイノリティに対する不寛容や攻撃を生むばかりでなく、宗教を理由とする殺人までも起こしてきた。

宗教的殺人の典型例は1993年にシバスで起こったアレヴィー派の虐殺である。これは、アレヴィー派の文化祭の会場となっていたホテルにスンニー派原理主義者のデモ隊が押しかけ、ホテルを放火し、アレヴィー派知識人ら37人を死亡させたという事件である。この虐殺では、問題の文化祭においてトルコの著名な無神論者がゲスト講演したことが原理主義者の怒りを招いたという⁽¹¹³⁾。これより小規模な宗教的殺人はキリスト教徒などに対して今日も続いている。このように、トルコでは宗教的マイノリティが宗教の自由のみならず生命の権利も脅かされるような社会的状況にある。

(2) ライクリッキ規定における宗教的中立性

(a)憲法規定・法律規定 1982年憲法のライクリッキ規定には、国家

(112) 齊藤完(解題:佐島隆)「イスタンブルにおけるアレヴィーのデルネッキ」現代の中東32号(2002年)79-80頁。

(113) 藤原和彦「トルコの政治ドラマのニューフェイス、アレビ教徒(上)」中東研究446号(1999年)27頁。

の宗教的中立性に関連するものも少ないながらも見出すことができる。それは、宗教による差別の禁止を定める10条および「宗教的信仰および信念のゆえに非難されることはない」と定める24条3項である。前述の1971年判決において、憲法裁判所がライクリッキの四要素のうち「宗教信仰の領域で差別されることのない」宗教の自由の保障を挙げたのも、おそらくこれらの規定に基づいたと推測される。いずれにせよ、憲法のライクリッキ規定において国家の宗教的中立性の要素が含まれることは否定できない。

なお、法律にも個別の領域で宗教的中立性を定める規定とみられるものがある（ラジオ・テレビ放送法4条2項d号）。

(b)学説における宗教的中立性 トルコで国家の宗教的中立性がいかなるものと理解されているか。この点に着目してライクリッキに関する憲法学説が分析すると、学説が分かれていることに気づく。

宗教的中立性をもっとも重視するのはエルドアンの学説である。彼は、前述のように、ライクリッキの意味として明示的に「国家の中立性」（devletin tarafsızlığı）を説く。彼はライクリッキの意味として中立性を考えなければならない理由として次のように述べる。⁽¹¹⁴⁾

国家の中立性は、道徳的問題および宗教的問題において一つの共通した見解を見いだすことが不可能であり、このような差異が政治権力を通じて解決されえないであろうという真理に依拠する。国家が特定の世界観、宗教またはイデオロギーを採用することおよびそれを制度化することは、それを社会の諸部門で支持し、ある国民を援助する一方で他の者を不当に扱い、さらに社会を差異の多い状況に至らしめた特定の教説による社会再編の実施となる。こうであれば自由と平等のような基本的諸価値に明白に対立する。

(114) Erdoğan, *a.g.e.*, nota 69, s. 230.

こうした見解では、国家が特定の一宗教を選択すること、および特定の一つのイデオロギーを選択することを中立原則すなわちライクリッキの原則に違反することになる。⁽¹¹⁵⁾ このような中立性の理解は本稿の冒頭で述べた宗教と非宗教間の中立および諸宗教間の中立という国家の宗教的中立性と同一とみてよいであろう。

他方、エルドアン以外の学説は、ライクリッキ原則の意味として、少なくとも明示的には中立性を説くことはない。ただし、その学説もライクリッキが宗教的中立性を含意することを否定しないように見える。例えば、ウズブドゥンは、ライクリッキの原則に関して「中立性」という語を用いていない。ただし、彼が、憲法裁判所の判例に倣いライクリッキの内容として宗教の差別の禁止を説くほか⁽¹¹⁶⁾——ここで明示的に1982年憲法を参照する——、ライクリッキの要素の1つとして指摘する国教に禁止に関して、国家が特定の一宗教に優位を認めないことを述べる点において、⁽¹¹⁷⁾ 宗教的中立性の趣旨を見ることができる。だが、ウズブドゥンの見解では、中立性がライクリッキの原則において重点を持たないように見えるばかりか、中立性は宗教間の中立性に限られる。

また、タネールらは宗務庁の問題性を説く文脈で「中立性」という語を用いる。⁽¹¹⁸⁾ したがって彼らもライクリッキに宗教的中立性の意味があることを認めるようである。だが、彼らが中立性に言及するのはほんのわずかでしかない。

さらに、カポールはフランス法を参照してライクリッキの意味を論じるが、そこで彼は「中立性」という語は使わず、わずかに「国がすべての宗教団体に関して等しく行動すること」⁽¹¹⁹⁾と述べるだけである。

(115) Erdoğan, *a.g.e.*, nota 69, s. 231.

(116) Özbudun, *a.g.e.*, nota 70, s. 78.

(117) Özbudun, *a.g.e.*, nota 70. s. 77.

(118) Tanör ve Yüzbaşıoğlu, *a.g.e.*, nota 65, s. 84.

(119) Kaboğlu, *Özgürlükler Hukuku*, 6. Baskı, İmage Kitabekî, Ankara, 2002, s. 378.

最後にアリエフェンディオールも、ライクリッキに関して中立性を明言することはなく、次のように簡潔に述べるのみである。「国がすべての宗教および信仰から等しい距離にあるべき『非宗教的国家』⁽¹²⁰⁾」。

こうみると、エルドアン以外の学説は、ライクリッキが宗教的中立性も含意することを否定しないものの、ライクリッキの要素として宗教的中立性を重要視していないと言えよう。

(3)宗教的中立性の適用

(a)憲法裁判所による適用 多くの学説と同様に、憲法裁判所も、ライクリッキに関して「中立性」という言葉を使わない。しかし、憲法裁判所は、前述のとおり、諸宗教間の中立という意味での宗教的中立性をライクリッキの要素とするとともに、実際、いくつかの判決でライクリッキの原則の適用において宗教的中立性の趣旨を明確にした。もっとも、その宗教的中立性の適用は緩やかである。

1989年のスカーフ判決において、憲法裁判所は、大学におけるスカーフ着用を容認することがライクリッキに違反することの理由として、次のことを指摘した。「国が諸宗教のうち1つを選択するという考えは、さまざまな宗教に関する国民の法律の前の平等に反することになる⁽¹²¹⁾」。憲法裁判所は、同じことを福祉党判決においてシャリーアに基づく国家秩序がライクリッキに反することを理由づける際にも繰り返した。

また、証人尋問事件判決において、憲法裁判所は「非宗教国家は宗教問題において宗教信仰を考慮せず、国民に平等に行為し、偏らない国家である⁽¹²²⁾」と述べた。このほか、1998年9月16日の判決においても憲法裁判所は次のように判示した。「非宗教的な国家の性質の必然から、公的⁽¹²³⁾

(120) Aliefendiolu, *a.g.e.*, nota 56, s. 96.

(121) Anayasa Mahkemesi, 7.3.1989, E. 1989/1, K. 1989/12, *a.g.e.*, nota 74.

(122) Anayasa Mahkemesi, 2.2.1996, E. 1995/25, K. 1996/5, *a.g.e.*, nota 94.

(123) Anayasa Mahkemesi, 16.9.1998, E.1997/62, K.1998/52, *Anayasa Mahkemesi*

な宗教がなく、特定の一宗教に優位性を認めず、その宗教の必要であることを法律および行政の行為により普及するように努めないことが必要である」。

しかしながら、以上の各判決においてその結論を導いた決定的な要素は国家の非宗教性であり、その宗教的中立性に関する判示は補足的なものでしかない。これに対して、宗教的中立性の意味で捉えられたライクリッキの原則が判決において重要性を持ったように見えるのは、前述の啓示諸宗教判決である。同判決は、証人尋問判決と同様の判示に続けて、啓示諸宗教判決で問題となった啓示諸宗教の信者と他宗教の信者との差別を、「〔憲法〕2条および前文に表された非宗教的な国家秩序の基本に……反する」ものとした。ここでは、諸宗教間の国家の中立がライクリッキの原則と解され、それにより啓示諸宗教を保護する法律のライクリッキ違反の結論が導き出された。⁽¹²⁴⁾

このように、少なくともこれまで、国家の宗教的中立性は憲法裁判所の判決を導き出す理由としておいてあまり重要な役割を果たしてこなかった。また、国家の宗教的中立性が今のところ宗教と非宗教との間でも要請されることは示されていないようである。さらに、諸宗教間の中立に関しても憲法裁判所は宗教的中立性をかなり限定的にしか要求しない。

これをもっとも明確に示すのも1971年の宗務庁判決である。前述のようにこの判決は、宗務庁に属する宗教家を国家公務員とする法律を合憲としたものである。問題となった法律は、公務員の地位を与える宗教家として、イマーム・ハティブ、コーラン学校教師、ムフティーなどイスラムの宗教家のみを挙げていた。憲法裁判所は、この立法措置を、「社会

Kararlar Dergisi, Sayı, 36/1, s. 198. なお、この判決は、イマーム・ハティブ学校の中等部を廃止する法律を合憲と判断したものである。

(124) さらに、ヨーロッパ人権裁判所もトルコのライクリッキが国家の宗教的中立性を意味することを示した。Arrêt Leyla Şahin, § 113, *supra*, note 48.

の大多数がイスラム教徒であったわが国において宗教的な必要に応じうるため、宗教事項に携わる者、寺院および他の物質的必要が確保されること」と性格づけた。⁽¹²⁵⁾このように、憲法裁判所は問題となった措置をイスラムのみに対する優遇措置であることを認識しつつ合憲と判断した。この点において、国家の宗教的中立性は緩やかに適用されたというほかない。

(b)宗務庁に関する問題 この宗務庁は宗教的中立性に関してさらに大きな問題がある。これは、アラヴィー派など他宗派からの批判にもかかわらず、宗務庁から支援と監督を受けるのは、イスラムのうちスンニー派に限られているということである。この点に関してタネールらが次のように述べる。宗務庁は「宗教を普及させる機能を得た……。この状況は国家の宗教および宗派に対する中立性も揺るがしている。さらに、宗務庁は特定の宗教、そのうえその宗教内の一宗派の思想を普及させ、またそれを代表する」⁽¹²⁶⁾。

宗務庁が国家の非宗教性の面でも大きな問題を抱えるのは前述のとおりである。これに加えて、宗務庁には実際のところ宗教的中立性も妥当⁽¹²⁷⁾していない。このみると、憲法上の存在である宗務庁について憲法における矛盾を改めて認識せざるを得ない。それとともに、宗務庁において国家が多様な諸宗教を尊重しない姿勢をもみることができるとは思えない。

2 宗教教育と国家の宗教的中立性

国家の宗教的中立性に関して論議の的となることに、国家の非宗教性

(125) Anayasa Mahkemesi, 21.10.1971, E. 1970/53, K. 1971/76, *a.g.e.*, nota 72.

(126) Tanör ve Yüzbaşıoğlu, *a.g.e.*, nota 65, s. 84.

(127) これに対して、今日、宗務庁を完全に廃止するか、または全宗派に関係する機関するように抜本的に改革すべきだという意見が出されている。Kaboğlu, *a.g.e.*, nota 119, ss. 378–379.

と同じく、宗務庁のほかにも必修の宗教教育とくにその実施方法がある。しかもこれに関して、ごく最近、国家の宗教的中立性の観点から注目すべき動きがある。これを知るためには、以下、宗教教育の実施方法およびそれに関する判例をみる必要がある。

(1)初等中等教育における宗教教育

必修の宗教教育は前述の1982年憲法24条4項に規定される。ここで詳しくこの規定をみると次のとおりである。「宗教および道徳の教育および訓育は国の監督の下に行われる。宗教文化および道徳の訓育 (din kültürü ve ahlak öğretimi) は、初等および中等教育機関において教えられる必修科目 (zorunlu dersler) に属する。これ以外の宗教の教育および訓育 (din eğitim ve öğretimi)⁽¹²⁸⁾ は、本人の意思に、未成年者の場合には法定代理人の要求に基づく」。なお、この趣旨は前述のように国家教育基本法12条でも規定されている。

以上から分かるように、公立学校も含めすべての初等中等学校で必修科目であるのは、「宗教文化および道徳の訓育」のみであり、他の宗教教育は選択科目である。「宗教文化」と訳される «din kültürü» という文言は宗教の知識というニュアンスを持ちうるものである。そのため、宗教文化および道徳の訓育は、宗教教育に属する「信仰教育」、「宗教的情操教育」および「宗教知識教育」のうち、諸宗教に関することを客観的かつ中立的に教える「宗教知識教育」に相当するものという印象を与える。⁽¹²⁹⁾

(128) 憲法24条4項は «eğitim» および «öğretim» の語を用いるとともに、宗教教育に関して両語を使い分けているようである。ところで、両語は同意義語であるが、「eğitim」は、「öğretim」より広義であり、「教えること」および「習うこと」の両方のニュアンスを持つのに対し、「öğretim」は「教鞭をとること」を意味する。そこで、本稿では «eğitim» を「教育」と、「öğretim」を「訓育」と訳した。

(129) ウズブドゥンも同様のことを述べた。Özbudun, *a.g.e.*, nota 70, s.78. なお、わが国において公立学校における「宗教知識教育」の実施は日本国憲法20条3項には違反しないものとみられている。樋口陽一ほか編『注釈日本国憲法上巻』(青

事実、24条4項の制定者も宗教知識教育を考えていた。1988年9月16日の憲法裁判所判決に次のような記述がある。⁽¹³⁰⁾「宗教および道徳の教育および訓育が、国の管理の下で行われることの理由は、条項の必要理由で示されたように、問題となる教育および訓育の自由が悪用されることを防ぐためである。諸宗教に関して偏りなく、入門的な知識を与え、同等な諸価値を習得させる目的で、宗教文化・道徳知識科は初等中等教育機関で教える必修科目にされたのである。宗教教育に代わり『宗教文化』⁽¹³¹⁾という科目と述べているのも、この目的を明確に示す」⁽¹³¹⁾。

(2)「宗教文化および道徳の訓育」の実施

憲法と法律に沿って、初等教育学校5年間および高校に相当するリセ1年間に「宗教文化・道徳知識科」(Din Kültürü ve Ahlak Bilgisi Dersi)が必修科目となっている。2006年—2007年度までこの科目の4年生から8年生——これはわが国における小学校の最後の2年間および中学校3年間に相当し、この期間が現在のトルコにおける「初等教育」に該当する——の教育課程を定めていたのは2000年9月19日の教育省決定である。⁽¹³²⁾同決定において、宗教文化・道徳知識科の指導要領として、次のことが挙げられていた。

「ライクリッキの原則を常に留意すること。宗教、良心、思想および表現の自由を侵害してはならない」のほか、「礼拝の行為、さらにアラーに対する愛、敬意および感謝の表明が、集団の個々人が愛と敬意をもって結ばれ合う……ことを可能にすることを生徒に喚起すること」、「預言

林書院新社、1984年) 407頁〔浦部法穂執筆〕。

(130) Anayasa Mahkemesi, 16.9.1998, E.1997/62, K.1998/52, *a.g.e.*, nota 123.

(131) なお、このように必修の宗教教育が宗教知識教育を想定していた点に、ライクリッキの原則との関わりでその宗教教育が正当化の根拠が見いだせそうである。

(132) Kararı Sayısı: 373, Karar Ta: 19.9.2000, Konu: İlköğretim Din Kültürü ve Ahlak Bilgisi Dersi (4, 5, 6, 7 ve 8. Sınıflar) Öğretim Programı. なお、この決定は2006年12月28日の決定により廃止された。

者ムハンマドに関することを学習するとき、その徳性に関する例を挙げること」、「イスラムは合理的で普遍的な宗教であることを説明すること」等々。

これをみると、この科目はイスラムに偏重するとともに、信仰教育にも踏み込んだ内容だと言えそうである。この印象は「宗教文化・道徳知識科」の教科書からさらに強められる。例えば、7年生の教科書では、クルーアンの知識、宗教と徳を持つことの関係、巡礼、犠牲、天使、創造者などに重点が置かれ、ユダヤ教、キリスト教、ヒンズー教、仏教という大宗教の説明は15頁のみである。⁽¹³³⁾

やはり宗教文化・道徳知識の教育は宗教知識教育を超えていると言わざるをえない。学校における宗教教育は、その「宗教文化」という名称に反して、その実施においてイスラムそれもスンニー派に偏重し、その宗教的情操教育または信仰教育になっていると思われる。これは国家の非宗教性の面からも宗教的中立性の面からも大きな問題であろう。タネールらが次のように述べるとおりである。「実施において、〔宗教文化および道徳の訓育〕の授業は、宗教と道徳の知識を授けるのをやめ、特定の一宗教と宗派が伝えられるという性格に覆われた。この状態は、宗教の差別の禁止（24条と14条）、……非宗教的な国家の理解（2条）に違反する⁽¹³⁵⁾」。

(3)ゼンギン事件ヨーロッパ人権裁判所判決

以上のような「宗教文化および道徳の訓育」の実施において、その履修免除も認められてきた。これを示すのは国家教育省教育高等委員会（Eğitim ve Öğretim, Yüksek Kurulu Başkanlığı）の1990年7月9日の決

(133) ヨーロッパ人権裁判所が2007年10月9日のゼンギン判決（後掲注134）において認定した事実と拠る（§ 22）。なお、宮崎・前掲注24・277頁以下も参照。

(134) ヨーロッパ人権裁判所ゼンギン判決も同様の判断を示した。CEDH, arrêt du 9 octobre 2007, Hasan et Eylem Zengin c. Turquie, requête, n° 1448/04, § 76.

(135) Tanör ve Yüzbaşıoğlu, *a.g.e.*, nota 65, s.155. 宮崎・前掲注24・283頁も参照。

定であり、これに基づきキリスト教徒およびユダヤ教徒の生徒は宗教文化・道徳知識科の履修を免除された。だが、アレヴィー派はそのような扱いを受けることができなかった。そのため、近年、アレヴィー派の生徒の親が宗教文化・道徳知識の履修免除を求め、この種の訴えを裁判所にも提起してきた。だが、従来ダヌシュタイはこの請求を斥けてきた。だが、こうしたトルコ国内の状況は人権裁判所が2007年10月9日に下したゼンギン判決⁽¹³⁶⁾によって一変させられた。

この事件の申立人は、宗教文化・道徳知識の授業の免除を求めた訴えをダヌシュタイにより斥けられたアレヴィー派の生徒の両親である。彼らは、人権裁判所において、履修免除の拒否が、教育を受ける権利を定める人権条約第1議定書2条第2文⁽¹³⁷⁾および宗教の自由を規定する同条約9条に違反すると主張した。人権裁判所は、宗教文化・道徳知識科の実態を吟味して、その授業で「生徒はアレヴィー派の宗派上または儀礼上の特徴⁽¹³⁸⁾に関していかなる教育も受けない」と判断しつつ、これまでの判例を考慮して、人権条約第1議定書2条第2文への違反があると結論した。その主要な理由は次の2つの点にある。

第1は、「締約国が宗教事実教育を学習課程の科目に入れるとき、免除とは無関係に、生徒の親は、当該科目が、彼らの宗教的または宗教的信念を尊重しながら、客観性および多様性の基準に対応する方法で教育さ

(136) Karar Sayısı: 1, Karar Ta: 9.7.1990, Konu: Din Kültürü ve Ahlak Bilgisi Dersine Girme Zorunluluğu Olmayan Öğrenciler.

(137) CEDH, arrêt du 9 octobre 2007, Hasan et Eylem Zengin c. Turquie, *supra*, note 134.

(138) ヨーロッパ人権条約第1議定書2条第2文は次のとおり。「国は、教育および教授に関連して負ういかなる任務の行使においても、自己の宗教的および哲学的信念に適合する教育および教授を確保する父母の権利を尊重しなければならない」。

(139) Arrêt Hasan et Eylem Zengin c. Turquie, *supra*, note 134, § 67.

れることを正当に期待することができる」ということである。⁽¹⁴⁰⁾この判示は国家の宗教的中立性にもつながりうるものであり、注目されよう。

第2は、「履修免除の仕組みは適切な手段を構成せず、またそれは教育される科目が自己の子どもに学校とその固有の価値との間で忠誠の対立をもたらしうると正当に考え得るであろう生徒の親にとって十分な保護を提供しない」。「適切な選択のいかなる可能性も、スンニー派イスラム以外の宗教的または哲学的な信念を持つ親の子どもについては検討されていなかった」ということである。⁽¹⁴¹⁾これは基本的に宗教の自由の問題である。

(4)ダヌシュタイ判決⁽¹⁴²⁾

ゼンギン判決の後、それに従うようにダヌシュタイは判例を変更した。それを示すのは、2008年2月29日の判決である。⁽¹⁴³⁾この判決において、ダヌシュタイは、アレヴィー派の親が求めた子どもの宗教文化・道徳知識の履修免除の請求を拒否した教育行政機関の処分を取り消した下級裁判所判決を是認した。その際、ダヌシュタイは、憲法裁判所および人権裁判所の判決を参照したうえで、次のように判示した。

〔宗教文化および道徳の訓育〕は、憲法に示された目的に適合した指導要領 (müfredat) に準拠して行われなければならない、その内容が客観的かつ多元的であり、人の宗教が差別および不平等な要素として使われず、国家は諸宗教に対して中立でありつつ、すべての宗教信仰に等しい価値を認めなければならない。訓育 (öğretim) において実施される教育課程が特定の一宗教に基づく状況は、これが宗教文化・道徳知識科として認められず、

(140) Arrêt Hasan et Eylem Zengin c. Turquie, *supra*, note 134, § 68.

(141) Arrêt Hasan et Eylem Zengin c. Turquie, *supra*, note 134, § 76.

(142) ダヌシュタイが行政最高裁判所であることについて、前掲注14参照。

(143) Danıştay, Sekizinci daire 29.2.2008, E. 2007/679, K. 2008/1461. Bzk: Danıştay, Sekizinci daire 28.12.2007, E. 2006/4107, K. 2007/7481.

論 説

宗教教育 (din eğitimi) として捉えられるであろうことが明らかである。事実、ヨーロッパ人権裁判所によれば、訓育に関する指導要領において行われ、わが国の判決で是認される事実の立証に基づき、わが国における多元性の理解の下で客観的かつ合理的に宗教文化・道徳知識の訓育が施されていなかったという結論に到達した。

この状況で、憲法24条において宗教文化および道徳の訓育が必修科目であることが明らかにされ、初等中等教育機関で教育される科目が宗教文化・道徳知識であるにもかかわらず、内容としては宗教文化および道徳知識の訓育として認められないであろうことが明らかであることから、……宗教文化・道徳知識科は、その内容および必修とされていることにおいて適法性を見いだせない。

こうして、ダヌシュタイは、これまでの宗教教育の実施方法を違法としてアレヴィー派の免除を認めた。ダヌシュタイが、その判決理由で宗教教育実施においてその教育内容の客観性とともに関国家的中立性を求めたことは、本稿の観点で注目されよう。ここにおいて、宗教的・中立性に関して大きな限界があったライクリッキに関する法において国家的中立性が改善されつつある事実をみることができる。ただし、これが、宗教的マイノリティから要求に対応するものであったにせよ、ヨーロッパ法に連動したものであることにも注意すべきであろう。

第5節 トルコにおける国家的非宗教性および宗教的・中立性

(1) 以上に国家的非宗教性および宗教的・中立性の両面からライクリッキを分析した。そこから次のような結論を導き出せよう。

ライクリッキの原則には国家的非宗教性と宗教的・中立性のいずれの要素もある。ただし、ライクリッキに関する憲法規定およびその適用において、非宗教性および宗教的・中立性の両面ともかなり大きな矛盾を持つ

とともに、国家の非宗教性に比重が置かれている。

ライクリッキの原則の中心は国家の非宗教性であり、これは国家の近代化、西欧化を目的とした。国家の非宗教性は、一党支配体制下でイスラムを国家事項から排除して非宗教化が強力に遂行された後、1937年に憲法典に規定され、それ以降憲法原則であり続けている。しかも、ライクリッキの原則は、憲法典で憲法改正を禁じられた共和国の基本原則であることが明示され、共和国の建国原理として最重要の憲法原則と解されている。また、国家の非宗教性は憲法典および法律において詳細かつ厳格に規定されている。したがって、国家の非宗教性の実現度は高く、その重要性はきわめて大きい。実際、非宗教性に関する憲法規定は全般に厳格に適用され、とくにスカーフ着用の問題では極端すぎるほど厳格に適用されている。

もっとも、1982年憲法において、国家の非宗教性とは相容れない宗務庁および必修の宗教教育が規定され、この点で非宗教性は後退している。また、民主主義体制でイスラム教徒の支持を得たイスラム主義政党等イスラム主義派とライクリッキ堅持を求める世俗派との間で続けられてきた激しい抗争が、国家の非宗教性のあり方に影響を及ぼしてきた。

さらに、憲法典において国家の非宗教性のうち、宗教感情の政治利用の禁止（1982年憲法24条5項）に示されるように宗教の国家事項介入の禁止に重点がある。逆に、宗務庁による宗教統制に示されるように、国家が宗教事項に介入するのを禁止する面は弱い。その宗務庁に関しては、国家の非宗教性の適用はきわめて弱い。さらに、ライクリッキ違反活動を行う政党の解散に示されるように、国家の非宗教性が宗教の自由の保障を強化するのではなく、それを制約する面が目立つ。

他方、国家の宗教的中立性については、憲法典でそれを示す規定は少なく、ライクリッキに関する法律規定も宗教的中立性を示すものは少ない。学説にはライクリッキを端的に宗教的中立性と解する少数説もある

が、一般にはライクリックの意味として宗教的中立性を認識するものの、その認識はかなり弱い。憲法裁判所もライクリッキを宗教的中立性の意味で解釈、適用することはあるが、その適用は厳格ではなく、またこれまでの判例では、宗教的中立性は重要な役割を果たしてこなかった。さらに、トルコ社会の現実をみると、宗教的多様性が弱いうえに宗教的多様性を嫌う雰囲気がある。

しかも、宗教的中立性の面でライクリッキに関する法状況には大きな問題がある。宗務庁において実際には宗教的中立性は妥当せず、宗教教育の実施においても中立性が無視されてきたからである。とはいえ、最近、これらの点で注目すべき新たな動きもある。一方で、ヨーロッパ法の影響を受け、宗教教育実施に関して宗教的中立性を厳格に適用する判例が最近現れ、他方で宗務庁に対する批判も強くなっているのである。

(2) このようにしてライクリッキでは、国家の宗教的中立性に比べて国家の非宗教性に重点がおかれている。しかも、国家が宗教を統制することが容認され、国家による宗教への不介入よりは宗教による国家への不介入——それも具体的にはシャリーアやイスラムの教義が公的領域に関わることを防止すること——が重要な機能を果たしている。こうした状況から、ライクリッキを、国家の非宗教性と宗教的中立性を確保して宗教の自由を十分に保障する政教分離原則ではなく、もっぱら国家による宗教統制の原則とみる見解もあり得よう。しかし、前述のように憲法典とその適用をよく分析すれば、ライクリッキには国家の非宗教性と宗教的中立性の要素があるのは否定できない。したがって、ライクリッキは国家と宗教の分離についての国家介入主義的な傾向の強い一形態とみるべきであろう。ただし、宗教の自由および国家の宗教的中立性をかなり犠牲にしながら国家の非宗教化を優先させるとともに、国家による宗教統制も伴いながら国家の非宗教性の維持に力を注ぐのが、これまでのライクリッキの全般的傾向であった。

しかも、トルコでは国家の非宗教性が民主主義を目的としたものにもかかわらず、それが民主主義と反する形で成立させられ、維持されているという逆説的な状況にある。というのは、ライクリッキが国家の民主化を含む西欧化、近代化を目的としたが、一党支配という権威主義体制の下で、権力行使者が民衆の宗教を考慮せず共和国の基本原則としてライクリッキを無理やり成立させたからである⁽¹⁴⁴⁾。また、民主主義体制の下で民衆の支持を受けたイスラム主義派が宗教教義を公的領域に持ち出すと軍の介入によりライクリッキが維持されてきたからである。なお、憲法典において「たたかうライクリッキ」が強く、ライクリッキの原則を改正することはおよそ不可能になっている。この点でもリベラルな政教分離とはほど遠い。

このようなトルコにおける国家の非宗教性は、圧倒的な多数派宗教の伝統が強い国であって非宗教性に重点を置く政教分離を憲法原則とする他の国とも異なる。

例えば、フランスでは、国家の非宗教性が共和国の基本原則とされ、今日これが強調されているが、国家の宗教的中立性は民主主義と決して矛盾していない。というのは、フランスでは民主的政治体制の下で反教権派と教権派が抗争するなか、両者が妥協しながら国家の非宗教性が成立⁽¹⁴⁵⁾し、独裁政治が行われたヴィシー政府期に国家の非宗教性が弱められたが、民主政治が進展するに従い国家の非宗教性が憲法原則として強化されたからである。この結果、今日、各宗教団体は国家の非宗教性を支持する。また、フランスでは、国家介入主義は強いが⁽¹⁴⁶⁾、今日、国家によ

(144) これは、ライクリッキは「上からの政教分離」という指摘どおりである。内藤『アッラーのヨーロッパ』前掲注10・84頁など。

(145) 政教分離法は制定後カトリック教会の抵抗を受けて教会の自由を保障するように改正され、またその方向で同法は適用された。

(146) 2003年にフランスにおけるイスラム教徒諸団体が1つのイスラム教徒代表組織「仏ムスリム全国評議会」(CFCM)を結成した。これは、イスラム教徒が

る宗教統制を定める宗教法規定は見当たらない。

さらに、トルコの状況はメキシコとも異なる。⁽¹⁴⁷⁾メキシコはトルコと同様に国家の非宗教性の「モデルが権威主義的な方向で変形された」国と評される。⁽¹⁴⁸⁾確かに、メキシコでは、トルコ革命と同じ頃始まったメキシコ革命に続き、軍の支配の下にある革命勢力が反教権主義的に国家の非宗教性を強化した。非宗教性は、教権派からの強い抵抗を受けたものの、一党支配の権威主義的体制下で堅持された。だが、一党支配が終わっても国家の非宗教性は国民から支持され、⁽¹⁴⁹⁾今日までその憲法原則はきわめて安定的である。

(3) 本稿はライクリッキの原則がどう適用されているかを主として憲法裁判所の判決から分析した。ごく最近、ライクリッキの原則および他の憲法原則に関して重要な判決が続いたが、その判決文の未公表のため、⁽¹⁵⁰⁾それらはまったく分析することができなかった。この点、今後さらに分

その宗教実践に関して国および地方公共団体と交渉する窓口を持つためである。この評議会結成に向けた団体間の協議において、評議会のあり方に関して当時のニコラ・サルコジ内務大臣がかなり介入した。

(147) See, Özbudun, *Established Revolution Versus Unfinished Revolution: Contrasting Patterns of Democratization in Mexico and Turkey*, Samuel P. Huntington and Clement H. Moore (Edited by), *Authoritarian Politics in Modern Society: The Dynamics of Established One-Party Systems*, Basic Books, New York, 1970, p. 380.

(148) Jean Morange, *Les relations Etat-églises en France*, *Revista catalana de dret públic*, núm. 33, 2006, p. 261.

(149) メキシコにおける現行の1917年憲法は、政教分離を国家の基本原則とすることなく、国家の宗教統制を含む政教分離を詳細に規定している（3条2項、24条、27条9項、130条）。

(150) 本稿脱稿後、憲法裁判所の憲法改正判決（2008年6月5日判決）、公正発展党判決（同年7月30日判決）の各判決文が官報で公表された。Anayasa Mahkemesi, 5.6.2008, E. 2008/16, K. 2008/116, *Türkiye Cumhuriyeti Resmî Gazete*, 22.10.2008, Sayı: 27032; Anayasa Mahkemesi, 30.7.2008, E. 2008/1, K. 2008/2, *Türkiye Cumhuriyeti Resmî Gazete*, 24.10.2008, Sayı: 27034.

トルコの政教分離に関する憲法学的考察

析を重ねる必要がある。また、トルコのライクリッキの特徴をみるためにも、フランス、メキシコおよびわが国の政教分離を国家の非宗教性および宗教的中立性という2つの観点から分析することが、今後の課題となる。

(付記) 本稿は、平成20年度科学研究費補助金基盤研究(C)「フランス、トルコおよびわが国における国家の非宗教性および宗教的中立性に関する研究」(課題番号19530034)の助成を受けたものである。